



有機農業をはじめよう！ No.6

第15回有機農業公開セミナー 資料集

土づくりと中山間地域農業を考える

日 時： 2014 年 11 月 27 日(木) 13:00～17:30

28 日(金) 8:30～13:30

会 場： 恵那文化センター 集会室(岐阜県恵那市)

主 催： NPO 法人有機農業参入促進協議会

後 援： 農林水産省、岐阜県、恵那市

巻 頭 言

我が国では、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に代表されるマーケットの自由化が進むなか、国家戦略として規制緩和や企業の農業参入、産地の集約など大規模化が進められ、食料品の安定供給や低価格化、そして消費の利便性が図られています。しかし、その一方で、大規模生産では対応できない商品、すなわち小規模だからこそできる、ハイクオリティな農産物や加工品の需要も高まっています。「きれいで美味しい有機農産物やその加工品」もそのアイテム一つです。小規模な有機農家が技術力を高め生産性を確保しこのニーズに対応することで、中山間地域に圧倒的に多い小規模農家の経済的可能性を獲得したいものです。

農薬や化学肥料に頼らない有機農業にとって、秀品を安定生産するための基本的条件として、微生物や昆虫など田畑の周りに多様な生命が複雑に関係しあっていることがあります。過疎高齢化が進む中山間地域の一見不利と思える条件は、「豊かな自然に恵まれている地域」と見方を変えれば、とても有利な条件になるのです。

有機農業を実践する新規就農者が年々増え、就農人口の増加や地域の担い手として期待されています。農を通した社会貢献、自己実現という「理想」が、その就農の動機やモチベーションになっていることは大いに喜ばしいことではあります。しかし、安定収入という「現実」を獲得するためには、技術情報やマーケティング情報、はたまた就農のための農地や住宅の確保など、さまざまな情報の共有が課題であり、就農のための初期投資、当面の生活費の工面など、経済的に厳しいハードルも多々あります。また、1年や2年の研修では、それほど優れた技術力が身に付くとは限りません。その未熟な技術をいかにカバーするか。そして、これらのさまざまな課題を抱えながらも、一定の経済性を確保していくためには、生産性の高い土づくり、質の高い労働などが求められています。先進農家の成功事例と体験知を共有することで、これらの課題を克服するヒントを共に学ぶことができます。

本セミナーでは、基調講演および事例発表をとおして、中山間地域のさまざまな取り組みが紹介され、パネルディスカッションでさらに議論を深められていく予定です。参加の皆様にとって、新規就農希望者が魅力を感じている有機農業への理解を深め、これからの中山間地域の在り方を考えるヒントになることを期待しております。

最後になりましたが、「土づくりと中山間地域農業を考える」をテーマに、岐阜県恵那市にて公開セミナーを開催できることを嬉しく思います。開催にあたってご尽力いただいた関係各位にこの場を借りてお礼申し上げます。

2014年11月27日

NPO 法人有機農業参入促進協議会
代表理事 山下 一穂

目 次

プログラム.....	6
会場案内.....	7
講師プロフィール.....	8
■第1部 基調講演	
土づくりと地域循環（西村 和雄）.....	13
『家族・集落・女性の底力』—T型集落点検から見えてくるもの—（徳野 貞雄）.....	17
■第2部 事例発表とパネルディスカッション	
NPO 法人ゆうきハートネットの活動紹介（西尾 勝治）.....	43
有機の里づくり～うすきの「食」と「農」を豊かに～（佐藤 一彦）.....	46
中山間地域と有機農業（吉野 隆子）.....	52
オアシス 21 朝市村 吉野隆子村長（朝日新聞）.....	58
中山間地農業を考える—農山村は消滅しない（大江 正章）.....	60
■参考資料	
GOEN 農場の紹介（服部 晃・服部 圭子）.....	69
百姓たちが時代を創る 山形置賜自給圏の挑戦（農業協同組合新聞）.....	71
有機農業の推進に関する法律.....	75
有機農業の推進に関する基本的な方針（農林水産省）.....	79
岐阜県有機農業推進計画（岐阜県）.....	88
岐阜県における有機農業の推進について（岐阜県農政部農産園芸課）.....	92
有機農業の現状と課題（有機農業参入促進協議会事務局）.....	94
有機農業に関する相談の問い合わせ先.....	99
有機農業の研修受入先をご紹介します.....	101
有機農業公開セミナー開催一覧.....	102

プログラム

11 月 27 日（木）基調講演・パネルディスカッション

13:00～13:30	開会式	あいさつ	山下 一穂 (NPO 法人有機農業参入促進協議会 代表理事)
			町口 和彦 (農林水産省農業環境対策課 課長補佐)
			平工 孝義 (岐阜県農政部 部長)
			大塩 康彦 (恵那市 副市長)
13:30～14:10	基調講演「土づくりと地域循環」		西村 和雄 (NPO 法人京の農ネットワーク 21)
14:10～14:20	休憩		
14:20～15:30	基調講演 「中山間地域の魅力と有機農業」		徳野 貞雄 (熊本大学文学部総合人間学科)
15:30～ 16:30	事例発表		西尾 勝治(NPO 法人ゆうきハートネット)
			佐藤一彦 (大分県臼杵市農林振興課有機農業推進室)
16:30～16:40	休憩		
16:40～17:30	パネルディスカッション 「土づくりと中山間地域農業を考える」		コーディネーター 大江正章 (ジャーナリスト)

終了後、18 時 30 分よりかんぽの宿 恵那にて情報交換会（別料金）を開催いたします。

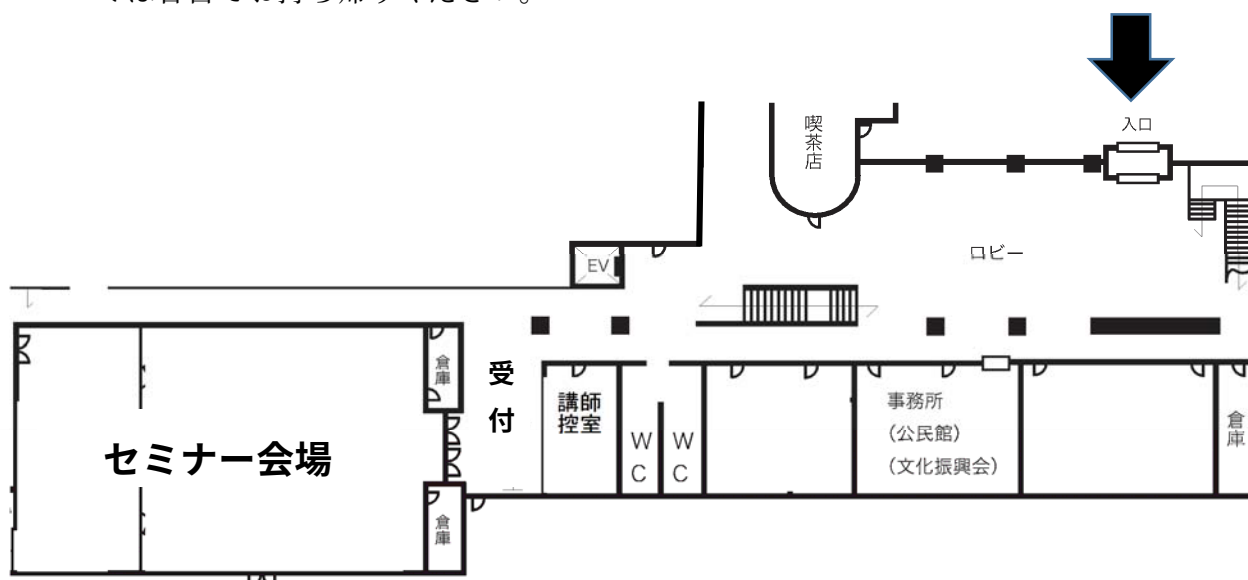
11 月 28 日（金）現地見学会

8:30	「かんぽの宿 恵那」集合、マイクロバスにて移動
9:00	JR 中央本線 恵那駅
10:30	白川町実施農家、くわ山結びの家（岐阜県白川町）見学
12:30	JR 高山本線 白川口駅
13:30	「かんぽの宿 恵那」解散

会場案内

恵那文化センター 集会室

- 館内は禁煙となっております。おタバコは館外の決められた場所にてお願いいたします。
- セミナー会場内での飲食はできません。飲食はロビーにてお願いいたします。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。



情報交換会・2日目集合場所

情報交換会（11月27日 18時30分～20時30分）

- パネルディスカッション終了後、かんぼの宿 恵那にて行います。ご参加の皆さまには、スタッフの指示に従ってマイクロバスにご乗車ください。
- お車でご参加の方は、18時30分までに会場までお越しください。

現地見学会（11月28日 8時30分～13時30分）

- お車でご参加の方は、かんぼの宿 恵那駐車場に駐車し、8時30分までにマイクロバスにご乗車ください。
- 公共交通機関をご利用の方は、JR 中央本線 恵那駅前に、9時までにご集合ください。

講師プロフィール

西村 和雄（にしむら かずお）

1945 年、京都市生まれ。京都大学農学部卒。同大学農学博士。専攻は植物栄養学・植物地球化学。現在は京都大学を退職し、新規就農者のための農学校を開設。ぐうたら農法よろづ相談主宰、NPO 法人京の農ネットワーク 21 理事長、NPO 法人有機農業参入促進協議会参与、国際マングローブ生態系協会永久会員。著書に『スローでたのしい増補有機農業コツの科学』（七つ森書館）『おいしく育てる菜園づくりコツの科学』（七つ森書館）『おいしい野菜の見分け方』（バジリコ、共著）などがある。

徳野 貞雄（とくの さだお）

1949 年、大阪府生まれ。87 年、九州大学大学院文学研究科博士課程修了。山口大学人文学部助手、広島県立大学経営学部助教授、熊本大学文学部地域科学科 社会学助教授を経て、99 年より熊本大学文学部総合人間学科教授。この他、九州農業・農村デザイン塾々長、九州番頭さんの会主催者、全国合鴨水稲会世話人、国土交通省地域振興アドバイザーなどを兼務。

主な著書に、『家族・集落・女性の底力』（農文協）『生活農業論』（学文社）『地方からの社会学』（学文社）『農村（ムラ）の幸せ、都会（マチ）の幸せ』（NHK 出版）『現代農山村の社会分析』（学文社、共著）『環境社会学 第 3 巻』（有斐閣）『有機農業運動の展開と地域形成』（農文協）『ムラの解体新書』（全国林業普及協会）などがある。

西尾 勝治（にしお まさはる）

1945 年、岐阜県白川町生まれ。東京教育大学農学部林学科（木材工学）卒。名古屋で私立高校科教員を経て 39 歳で U ターン、しばらく住宅建材会社勤務の兼業の後、55 歳で有機農業専業農家として西尾フォレストファーム設立。経営規模は水稲 50 a、畑作 80 a のほか原木自然栽培でホダ木 1 万本。経営山林 10ha。現在、NPO 法人ゆうきハートネット理事（事務局担当）。

佐藤 一彦（さとう かずひこ）

1963 年、大分県臼杵市生まれ。88 年、宮崎大学農学部農学科卒。臼杵市役所農林水産課勤務。2007 年、ほんまもんの里農業推進センター（臼杵市環境保全型農林振興公社）勤務、有機農業の推進業務に携わる。10 年、農林振興課内に新たに設置された有機農業推進室に勤務。「給食畑の野菜」の取り組み等産地消型の有機農業の推進、食育の推進の他、土づくりセンターの運営、市民への有機農産物の啓発等に携わる。現在、臼杵市役所農林振興課参事兼有機農業推進室長。

吉野 隆子（よしの たかこ）

1956 年、兵庫県神戸市生まれ。学習院大学卒。三菱商事株式会社、NPO 法人中部リサイクル運動市民の会に勤務後、東京農業大学に学士入学。横浜市リサイクル協同組合「リサイクルデザイン」の編集（NTT タウン誌大賞特別賞受賞）、日本有機農業学会、産直産地リーダー協議会などの事務局を経て、現在、オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村村長、NPO 法人全国有

機農業推進協議会理事、あいち有機農業推進ネットワーク幹事、東海農政局有機農業推進委員会委員などを勤める。食・農・環境分野の編集者・ライターでもある。共著書に『本来農業宣言』（コモンズ）『捨てない主義で「布」生活』（自然食通信社）『100の洗い方と自家製石けん』（自然食通信社）などがある。

大江 正章（おおえ ただあき）

1957年、神奈川県生まれ。早稲田大学政経学部政治学科卒。80～95年、学陽書房編集部勤務、96年、コモンズ創設。現在は、コモンズ代表・ジャーナリスト。このほか、アジア太平洋資料センター共同代表理事、全国有機農業推進協議会理事、日本有機農業学会理事などを勤める。主な著書に、『農業という仕事―食と環境を守る』（岩波ジュニア新書）『地域の力―食・農・まちづくり』（岩波新書）『経済効果を生み出す環境まちづくり』（共著、ぎょうせい）『新しい公共と自治の現場』（共著、コモンズ）などがある。

第 1 部

基調講演

西村 和雄（NPO 法人京の農ネットワーク 21）

徳野 貞雄（熊本大学文学部総合人間学科）

今年（2014 年）4 月、国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」が改正されました。新たな基本方針では、2018 年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業実施面積の割合の倍増（1%）、地域の条件に合った有機農業技術の体系化、都道府県の普及指導体制、推進体制の強化、消費者の理解増進などを目標に掲げています（79 ページ参照）。目標を達成するには、公的機関と民間団体とがより連携した推進活動と有機農業を志向する新規就農者への支援が求められます。

基調講演では、西村和雄氏より、有機農業技術の基本となる土づくりについて、その基本的な考え方などについて事例を交えて紹介していただきます。また、徳野貞雄氏より、我が国の消費者の動向の変化を「食」と「農」からの視点で紹介していただくとともに、農山村の現状分析と人口減少時代における地域社会をいかに維持存続するかについて、具体的な事例をもとに紹介していただきます。

これらの講演を通して、有機農業と新規就農志望者が魅力を感じている中山間地域農業について、理解が深まることを期待します。

土づくりと地域循環

西村 和雄

NPO 法人京の農ネットワーク

1. はじめに

土壌の中は、無数の土壌動物と土壌微生物そして植物の根が交錯しています。が、そのことまでを考えて土づくりを考えておられる土壌・作物に関連されている方々はほとんどおられないと思います。どうにかして農地に投与しているモノといえば、鶏糞や牛・豚の排泄物。これらは確かによく効きます。しかし、効くという言葉で表現されている結果は何かといえば、大きな作物が収穫できた、つまり収量が上がったという結果に結びついていることだと思います。

ところで土づくりとはいっても、土は作れるもののでしょうか？ そんな大それた芸当をやったのけた方は誰ひとりいないはずです。第一、土を作るなんていうことはできないのです。そうではなくて、土を肥沃にするのにはどうすればいいのか？ これなら話はわかります。が、それが得てして市販されている微生物であったり、あるいはその微生物を使って（仕込んで）作り上げた製品、つまり発酵させたもの、すなわち堆肥なら話はわかりだと思います。でもこうした市販の微生物はけっこう高いし、ましてや畜産廃棄物ともなると匂いの問題もあり、容易には使えないこともあります。

2. 土を肥沃にするのは土壌生物

では、何を、どのように使うのが土を肥沃にすることなのでしょう？ ここで視線を土の中に向けてみます。私たちが普段視線を向けているのは土の表面と作物、そして一株でもあれば気になって目の敵にする草。それだけです。でも、土の中に目を向けようとする方はほとんどいません。土壌分析をするために土壌試料を取るか、あるいは単に土をほじくり返して耕耘するときだけ。土の中にいる生物など見向きもしないのです。でもそれが大事なのです。なぜ大事なのか？ 土の中にいる無数の生物が、目に見えるかどうかは別として土壌肥沃度を担っているからです。



大地の鋤 ミミズ
作物生産に欠かせない有機物の分解を促進し、
土壌の物理的、化学的性質を改善している。

地上にいる生物（犬・猫・トカゲ・蛇・・・そして人間を含めて：植物は含まずに）の生きているモノの量を1とすると、おなじ面積の地中にいる動物（モグラ・ジネズミ・ミミズ・ヤスデ・

センチュウなどなど）の量は地上の10倍もいるのです。しかも微生物となるとさらに10倍。すなわち、大量に存在している（生きている）生物の体内に含まれているいろんな養分が、ものすごい量になるわけです。したがって土壌が肥沃だということは、土の中に量も種類もウジャウジャいる生物が多いのだということにほかなりません。

3. 有機農業に欠かせない土壌生物のはたらき

有機農業では農薬を使わない。その理由は、土壌中の生物をぶっ殺してしまうことになるからなのです。では化学肥料は？ いろんな土壌生物が関わり成り立っている生態系が壊されてしまうからです。それが、地力がなくなったという意味になるといってもいいのです。とくに最近、ミツバチが減少して話題になっているクロロニコチニル系殺虫剤「ネオニコチノイド」。この粒を株元にパラパラ播くということは、単に作物が吸収して葉をかじった昆虫がおかしくなるというだけにとどまらず、土壌の上にパラパラ播いたネオニコチノイドが土壌の中に浸透していったら、土壌中の生態系を破壊しているということになります。もっとも、農薬と化学肥料に頼り切っている方々には、土の中は見えません（見ていない）から、まったく関係ないでしょう。けれども、長い間耕作していた私の畑には、この3年ほど赤トンボがやってこなくなり、ミツバチやクマンバチ、ブンブン、ハナバチなどの羽音がうるさいほどに賑わしていたのに、いまは羽音がほとんどしなくなりました。どうやら、レイチェル・カーソンが半世紀以上前に警告した「沈黙の春」がやってきそうです。そのうち、リンゴやミカン、ブドウなどの果樹は人間が耳かきの毛玉で受粉しなければ、果物ができなくなるかも知れません。

土壌の中を見ない方々と農薬に頼り切っている方々は、どうやら自然を見ていない。例えて言うなら「木を見て森を見ず」という言葉がぴったりだということになるのでしょうか。

4. 緑肥作物の活用

土を肥沃にするには、緑肥作物を育て、土壌生物を養ってゆく技を見直さなければなりません。まずは、マメ科とイネ科緑肥作物をはじめ、第3の緑肥作物をも駆使して、土壌を肥沃に変えて行かねばなりません（表1）。

よくマメ科とイネ科の植物が緑肥作物として注目されていますが、これらのほかにも考えるべきであろうと思っています。イネ科緑肥作物の養分吸収特性として、身体を支えるのにカルシウムをあまり使わずにケイ酸を吸収して細胞の外骨格を作り（作る細胞を機動細胞という）長い葉や茎を支えています。したがって、イネ科植物はカルシウムを積極的に吸収することが苦手であり、この点では欠陥があるといってもいいでしょう。そこが難点なのです。

難点である意味をもう少し考えておきます。近年、有機農業が一部で注目されてきてはいますが、まだまだ誤解や誤判断が横行しており、たとえば有機農業の牙城と言われているある県では、新規参入する人たちが往々にして養鶏と野菜作とをリンクしています。これが問題を起こしているのです。

鶏糞には窒素が多いのも事実ですが、同時にリンやカルシウムを多量に含んでいます。これが農地にジャンジャン投入されると、土壌がアルカリ性になりホウ素やカルシウム？の不足・欠乏を起こしてしまうことがあるのです。このことを何度も指摘したのですが、いっこうに改善・努力する気配はありません。こうした土壌 pH が 7 をこえた場合に、それを元の微弱酸性（pH6.5 付近）に戻す必要がありますが、このための方策がなかなか立たなかったのです。それがどうやら、第 3 の緑肥作物で可能になるだろうというメドが立ってきたのです。

この方策は何年も考えました。初めはヒマワリも考えたのですが、化け物のようなヒマワリであり、作ってみても後にてこずることがありそうです。その末に考えた緑肥作物があるのですが、まだ試験段階で使い方に誤解や誤用があり、何度か試しましたが、除草剤まで撒かれてしまいヤメたこともあったほどです。で、まだヒミツ。

表 1 緑肥作物の特性と活用方法

マメ科	長袖牧草	クリムゾンクローバ	株立ちなので、拡散しにくい。暑さに弱い。 イネ科牧草との混播がおすすめ。
		シロクローバ	土壌の酸度がかなり低くても丈夫に育つ。ランナーで広がるため、はびこると始末しにくい。果樹園などに適している。
		ヘアリーベッチ	厚さ20cmほどのマット状に伸びるため、遮光効果で雑草を抑える。 ばら播きだと刈るのが面倒なため、条播きにして根元だけを刈るのがコツ。真夏には弱い。
	半袖牧草	クロタリシア	寒さには弱い。背丈は2mを超え有機物源としても有用。 根はネコブセンチュウを駆除する能力がある。 窒素固定量12kg/10a
		セスバニア	過湿に強い。太い直根が2mも地中に伸び排水性を良くする。 耕盤が硬く、排水不良地の土壌改良に最適。 窒素固定量はクロタリシアと同様。
イネ科	長袖牧草	エンバク・ライムギ コムギなど	実を落さないようにするのがコツ。ライムギは痩せ地に向いている。 いずれもクリーニングクロープとして、土壌養分のバランス回復に役立つ。
	半袖牧草	ギニアグラス・スーダングラス ソルゴー・ローズグラスなど	暑さに強く、大量の有機物が確保できる。養分吸収力が強く、 クリーニングクロープとしても最適。ローズグラスはハウスの塩類 除去に向く。ギニアグラスはリン、スーダングラスはカルシウムを よく吸収する。クリーニングクロープとして使う場合、刈り取って 持ち出すこと。

*日本列島は南北に長いので、同じ時期に種を播くというわけにはいきません。播く時期や育てる時期には工夫が要ります。そこで、熱帯や亜熱帯出身の草を「半袖牧草」と呼ぶことにしました。半袖の時期に種を播いて育てるという意味です。同じことは冷温帯出身の草にも言えるので、寒い時期に種を播いて育てる草を「長袖牧草」と呼ぶことにしました。

（「有機農業をはじめよう！土づくり編」22 ページより引用）

5. 身近な有機物資源を活用

さて、地域循環ということを考えるなら、いまさら山に入って落ち葉を集めるというのも、労力のことを考えれば問題があります。それよりも、残飯・食べ残し・料理残滓がプラスチックと分別されておれば、その有機物資源をうまく発酵させれば有用・有効な資源になります。有用な有機物資源を、惜しげもなく全部捨てていることの方が問題ではないかと思っています。

先日、面白い本を読みました。それによれば、今、世界中の人間が日本人とおなじ生活水準（エネルギー消費）になるならば、地球が 2.4 個必要なのだそうです。ただし言うておきますが、先

進国の中でもっとも消費エネルギーが低いのが日本で、G7 諸国のおよそ半分。もっともエネルギーを使っているのが米国人で、全人類が米国人とおなじ生活水準になれば地球が 5.5 個も必要なのだそうです。すでに地球の人口は 71 億人に達しました。えらいことです。

したがって私たちがなすべきことは、国内自給率を高めてゆかなければならないということです。そのためにも、地域自給ができるような体制を考えて行かなければならないのではないのでしょうか。それが地域循環ともいえるのです。

『家族・集落・女性の底力』

——T 型集落点検から見えてくるもの——

徳野 貞雄

熊本大学文学部総合人間学科

A 農業・食料編

1. 社会変動の中の『食と農』

- 1) TPP の基本的構造—国家の障壁を突破したい多国籍企業の国際政治的な経済活動
最大の利益—多国籍企業 最大のデメリット—国民の生活不安（食料と農業）

2) 農業・農産物の基本的機能の変化と矛盾の増大

	～昭和 30 年頃	高度経済成長期	成熟社会(平成以降)
農業(稲作)の機能・ 意味の変化	主食(食うため) 生業	主幹作物（経済作物） (最もカネになる作物)	非経済作物 集落維持作物 環境維持作物
社会経済体制	半自給的経済社会	貨幣経済社会	成熟社会

3) TPP と農業経営の形態

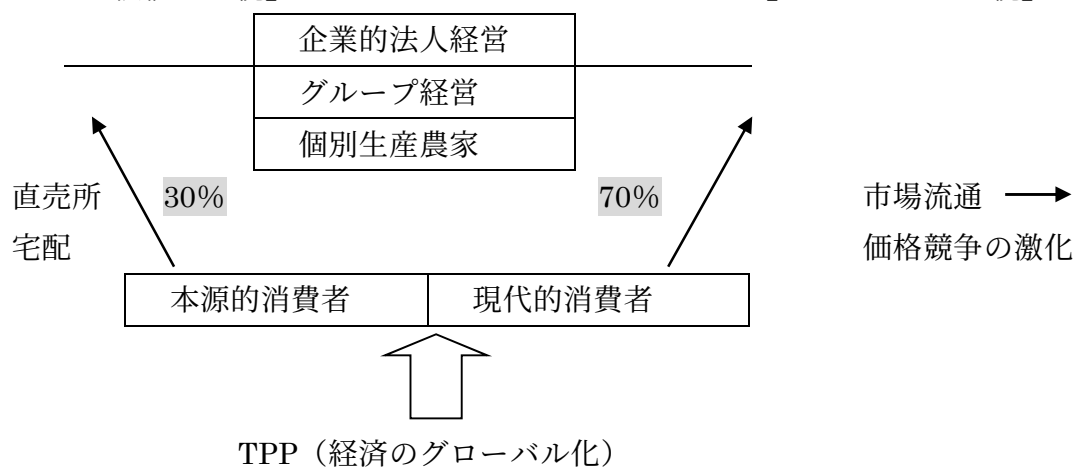
農業の本源的価値←-----生産者-----→農業の経済的価値

{ 農的サービス（農の六次化）
 { 地域の維持
 { 生命の維持

【ヒト・クラシの価値の重視】

{ 大規模化
 { コスト低減
 { 価格

【カネ・モノの重視】



2. 社会変動の中の「食と農」

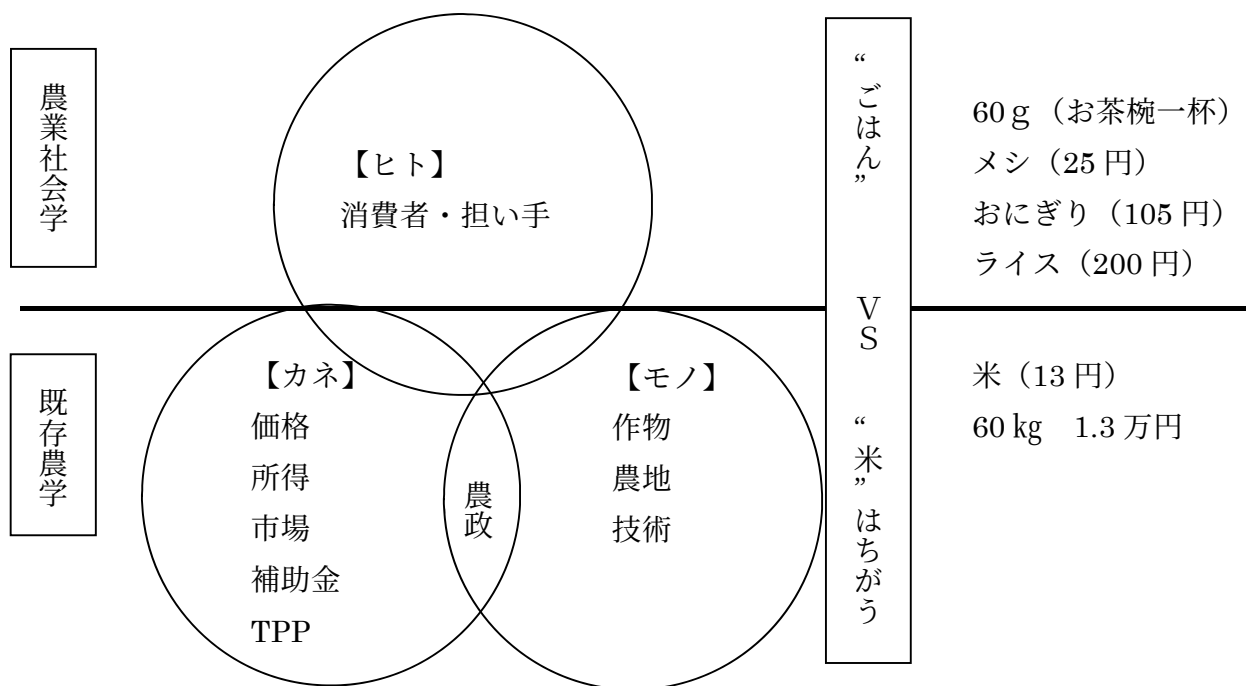
1) 戦後の農産物の変化と消費者の動向 (細野先生の PW)

2) 『生活農業論』と『生産力農業論』の違い

消費者がいない生産力農業論（既存農学・農政）・「モノ・カネ」だけ見ていてはダメ
 “米”と“ごはん”は違う。 「コメの消費減少」の要因分析

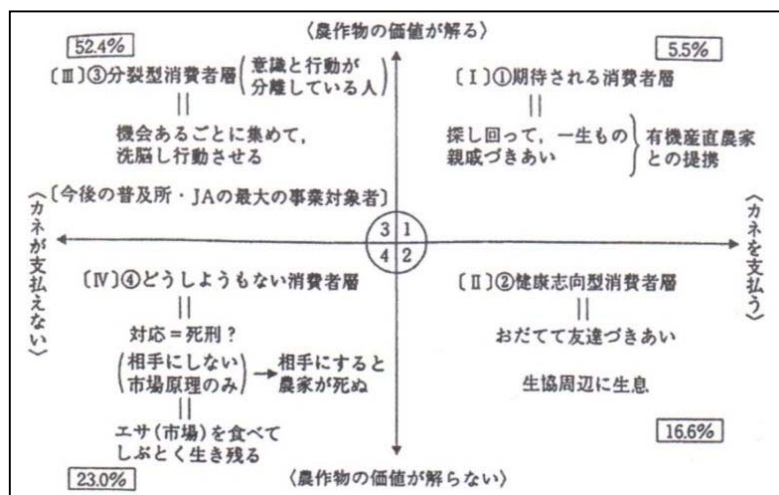
3) 『生産力農業論』【モノ・カネ】vs『生活農業論』【ヒト・クラシ】

徳野貞雄『生活農業論—現代日本のヒトと「食と農」』（2011・学文社）



3. 現代社会における消費者（ヒト）と生産者（ヒト）の分析

1) 消費者の 4 類型

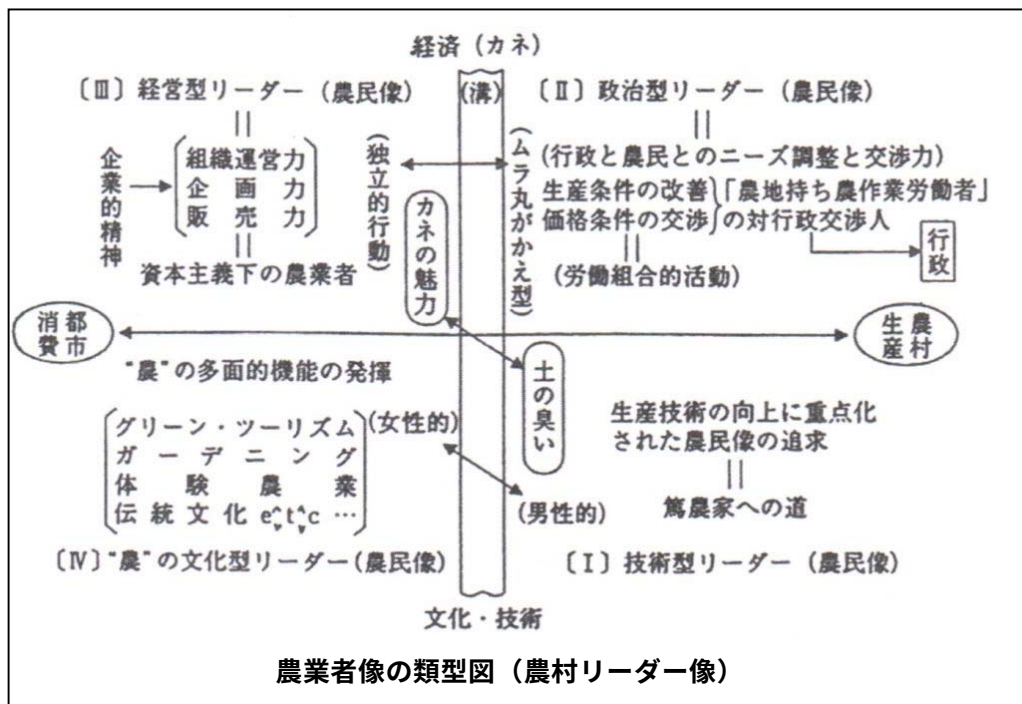


【知見 1】圧倒的な「分裂型消費」（52%）と「どうしようもない消費者」（23%）

【知見 2】意識と行動の分裂（食育活動の限界—アリバイ作りの活動）

【知見 3】具体的対策は、「分裂型消費者」の行動の誘導戦略の構築⇒「道の駅」構想

2) 生産者の 4 類型＝現代的生産者の必要能力（大木町「きのこの里」より発想）



【知見 1】経営型リーダーは、マニュアルでは作れない。天賦の資質か？

【知見 2】一人の人間でカバーできないのなら、夫婦・グループでカバー。

【知見 3】女性の力を活用する。男の技術型・政治型リーダーは腐るほどいる。

4. 農産物直売所の類型化と立地条件

1) 官製【道の駅】について再検討 元祖「道の駅」vs 官製【道の駅】

＊何故【道の駅】は国交省の事業であり、農水省の事業ではないのか。

＊官製【道の駅】は都会の消費者に便利な直売施設。農業農村の活性化に寄与しているか

＊官製【道の駅】の最大の課題は、経営能力の欠如である。—【ダルマ落とし型経営】

＊官製【道の駅】の画一的な展開vs【モクモクファーム】・【ぶどうの樹】の相違

2) 中山間地の直売所の可能性—他の機能との複合的立地を自主的に模索する。

＊長野県阿智村早坂集落→農産物直販所（壮青年部）＋高齢者の給食（女性部）

＊熊本県水俣市久木野『愛林館』の機能発展（都市農村交流＋地域総合支援センター）

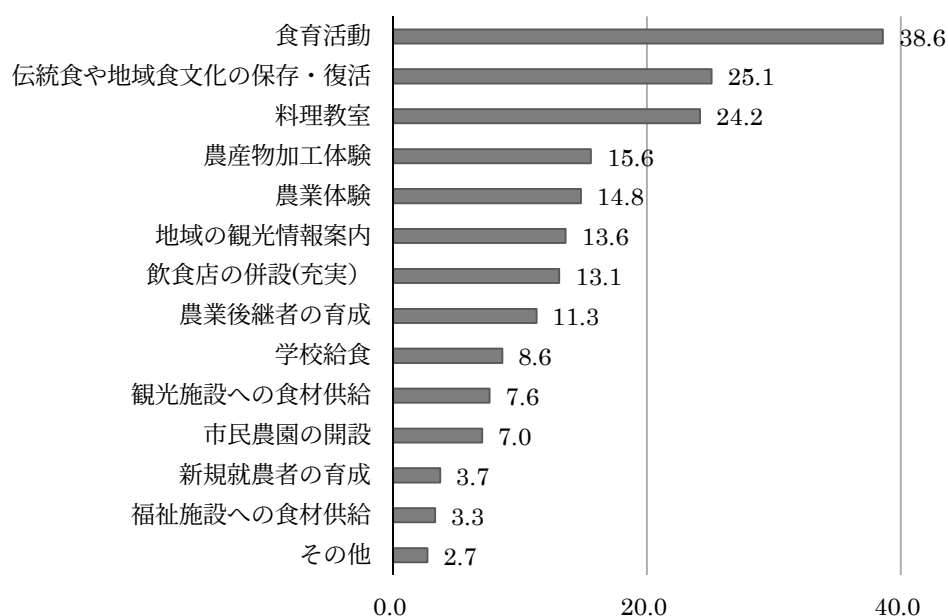
表 A-1 農産物直売所の 5 類型

I	40~50 億円超	農業法人や株式会社など	立地は問わず
II	15~40 億円	JA など	大都市圏周辺
III	5~15 億円	公社、第三セクター、JA など	地方中核都市周辺、都市部周辺
IV	1 億円~5 億円	公社、第三セクター、JA など	中山間部、地方中核都市周辺
V	数千万円	公社、第三セクター、農業者など	中山間部、山間部

IV、V が大多数。

文献調査などにより筆者作成。堀口貴史「農産物直売所の多様性に関する研究」（2010）

図 A-1 直売所に今後力をいれてほしい活動（％、n=513）



(財)都市農村交流活性化機構「平成 18 年度 農産物直売所のお客様に対する利用動向アンケート（2007.3 都市部、都市近郊、農村部直売所におけるアンケート）」をもとに作成。

5. 【「農業の 6 次産業化」の罫】と【「農」の 6 次化】の可能性

＊「農業の 6 次産業化」の罫＝経済的（カネ・所得）を軸とした原理。行政マシンの論理

【1 次産業は儲からないから、2 次産業へ⇒2 次産業よりもっと儲かる 3 次産業を】

【結論】誰も 6 次産業化はやらずに、最初から 3 次産業化をすればいい。（農商工連携）

V S

「農の 6 次化」の可能性＝人間の生活と百姓の原理と可能性。現場の論理

【百姓（第 1 次）が好き。漬物つけるのも酒を作るの（第 2 次）も好き。料理作ってその酒で皆で宴会（第 3 次）するのが、もっと好き。カネは、結果で付いてくる】

6. 消費者の逆襲と「農業体験農園」の可能性

1) 現代の都市消費者（積極型消費者達）の逆襲と、「食と農」への新たなウエーブ

高度経済成長期以降の消費者の「食と農」の二つの流れ

流され型＝①八百屋→②スーパー→③コンビニ（どうしようもない消費者）

（時々官製【道の駅】）

賢い消費者型＝①八百屋→②スーパー→[③農家産直―④農産物直売所]→

[⑤市民農園―⑥農業体験園]への移行（新しいウエーブを起こしている利口な消費者達）

表 A-2 活動への関与の特性整理

「産直」当初	積極的に組合員として共同購入に関わる。現地にも積極的に出向いて、関係性を構築して結び付く。	有機農法など環境保全型の農法へのこだわりがあるケースが多い。消費者視察の受け入れも積極的。
// 変異	件数は伸びるが、周辺部で、宅配など簡便でシステム化された方法を選択する層が増加してきた。	件数に対応するためのシステムの構築が優先される形となって、准産直等の仕組みができ、消費者との関係性は薄くなる。
「直売所」当初	不特定多数が来店できるが、出荷者も購入、ある程度狭域の住民が中核となり利用。地域で生産された新鮮な食材を志向し購入、スーパーとも棲み分けて、地域の農業維持への貢献の意識も多少あって利用。	選択的拡大で農地を大規模化せず、兼業で女性や高齢者等が直売という手段に顕名で関わる。ただし、店舗の経営は三セクや JA 等が関わり分離。生産者は出荷組合などに組織化されるが、緩く結合、ある程度独立して出荷に関わる。
// 変異	広域直売所等地域外からの利用も多くなり、地場及び戦線施行に加えて廉価志向が大きくなる傾向にある。	大規模直売所等で、集荷の範囲が広くなり、仕入れ品を活用するケース（スーパー化）や経営優先から、品薄の時期には仕入れ加工品多くなるケース（土産物屋化）も散見
「市民農園」	農業的な知識またはその修得可能性があり、定年後や相当に時間的余裕がある参加者が関わる。	土地供給という形であるが、すでに耕作を予定していない土地等も多く、耕作には不利な土地であることも多い。土地活用の一選択肢としてのかかわり。
「農業体験農園」	農的のものには関心があるが、自ら農業に関する知識はなく、農業に積極的な関与の時間的ゆとりはない。が、月数回の時間と金銭のある程度のゆとりがあり参加する。	いわゆるサービス業としてかかわり、不特定多数に土地を貸すことに抵抗感がなく、事業としての採算性より消費者側との関係の構築や満足感の向上などにその価値を見出す。

表 A-3 「食」と「農」の分断を修正する取組・消費者サイドの農の理解度と近接度

消費分類	農の事前の理解度	食と農の近接度
一般消費（参考）	低い	低い
産直活動	やや高い	やや高い
農産物直売所利用	低い	やや高い
市民農園	高い（技術が伴わない）	高い
農業体験農園	低い（技術を農家が教える）	高い

堀口貴史作成

2) 「体験農業農園」の可能性

＊もう一つの「規模拡大農業」・・・東京都練馬区大泉の白石農園は[都市内大規模農場]
但し、農地面積 1.3ha。小作人 150 名の大規模農場である。（規模の概念が違う）

◎「体験農業農園」の仕組み

- ① 50a の農地を 120 区画（30 m²）に分け、120 人の消費者に貸し出す。月 2 回（土・日）の農業講習の実習体験付きで 4.5 万円／年の講習料を取る。農家収入として、450 万円の実収入が入る。
- ② 講習・レクチャーは、古参の小作人（別名・好き者）が買って出てくれる。草取りなどの労働力のいる仕事は、小作人に声をかければすぐ終わる。
- ③ 自作の農産物は、ハザカイ期の時などは、小作人（＝消費者）が直接買ってくれる。
- ④ 小作人（消費者）が「農の喜び」を体感し、小作人が農業仲間を作って非常に楽しんでいる。百姓もうれしい。

【農業は、農地だけではない。農業は人間がやるものである。人間に役立てば生き残れる】

＊2013 年 2 月 17 日 福岡市博多駅前の〇〇ホテルで、福岡県の「体験農業農園」の説明会と、契約者（小作人）の応募受付を開催した。約 350 名の参加者を獲得。皆、考え始めている。

B 農山村の地域づくり編

1. 農業政策と農村政策の乖離を問う（人口減少時代に向けて）

1) 現代の農政では、農山村は衰退・解体が促進される。農政における農業政策と農村政策のカップリング（分離）の可能性を問うものである。

現在、過疎化・高齢化・限界集落化・混住化・兼業化等の農山村の変容・衰退の進行を、農業生産政策の振興政策だけでは、如何ともしがたいことは明白である。解りやすく云えば、現在の経済原理を軸とした効率化・大規模経営育成と云った農業政策では、より一層農山村の衰退に拍車が掛かると云う悲鳴が充満している。

基本的にはコスト削減と大規模化による競争力強化での日本農業の生き残り戦略は、農山村社会の維持・存続と真っ向から対立してくる。極端な図式で言えば、一握りの農業経営者の生き残り戦略と、大多数の農山村住民の農村生活の維持・継承の問題である。

2) 基本的視座と立場

基本的には「農業・農村・食料を取り巻く世界は、経済原理が影響するカネやモノに関する分野と、生命・生活原理が影響するヒトとクラシの分野を合わせた総体によって構成されている」。しかし、経済原理の強いモノとカネを重視する農業経済学と、生命・生活原理を重視する農村社会学との間で深い溝がある。

「家族を軸とした生活集団が先にあり、農耕や集落そして貨幣や資本主義の展開は人間の生活のための手段である」と我々は考える。

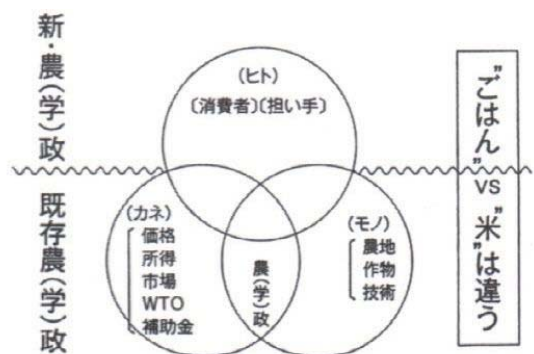
ただ、現在の農政に関する現実的遂行者は、圧倒的にモノ（農産物生産の領域の技術部門）の関係者と、カネ（農業経済領域の部門）の関係者による独占状況によって構成されているし、その影響下に農政が展開されていることも事実である（図 B-2）。よって、本報告は【人間が農業をし、人間が食べる】および【農業が変わったのではなく、ヒトとクラシが変わった】と云う視点から主にヒトとクラシの領域（生活農業論）から、農業と農村のあり方を問い直す。

3) 基本的概念の違和感（乖離と見直し）

(1)（農業・農村）概念の乖離と見直し

1960 年頃までの日本社会は、圧倒的に農業を生業として暮らしていた社会である。農業のあり方と農村のあり方は、（農業・農村）と云う何ほどこワン・セットの概念として通用していた。しかし現在、農業政策はモノとカネを軸とした農業生産と食料問題に収斂し、農村問題は、農業活動だけでは包摂でき

図 B-1 農業・農村研究のパラダイム



ない地域社会の住民の生活問題として立ち現れている。すなわち、従来の（農業・農村）と云うセット概念は、見直されるべきである。

図 B-2 今、我々はどんな地平にたっているか

農産物の性格変化				
主体	分類	判断基準	性格	シボリック表現
農民	農産物	生産過程・家計維持	自然環境との相関	自然の恵
国家・行政	食料	カロリー供給・コスト	経済的特性の優位	エサ
流通業者・企業	商品	利潤追求	経済的特性の優位	商品
消費者	食品	価格・味・栄養素・安全性	経済性と姓名の相克	生命の糧

パラダイムの転換

パラダイム：一つの要因から、さまざまな事例に及ぶ連鎖系列

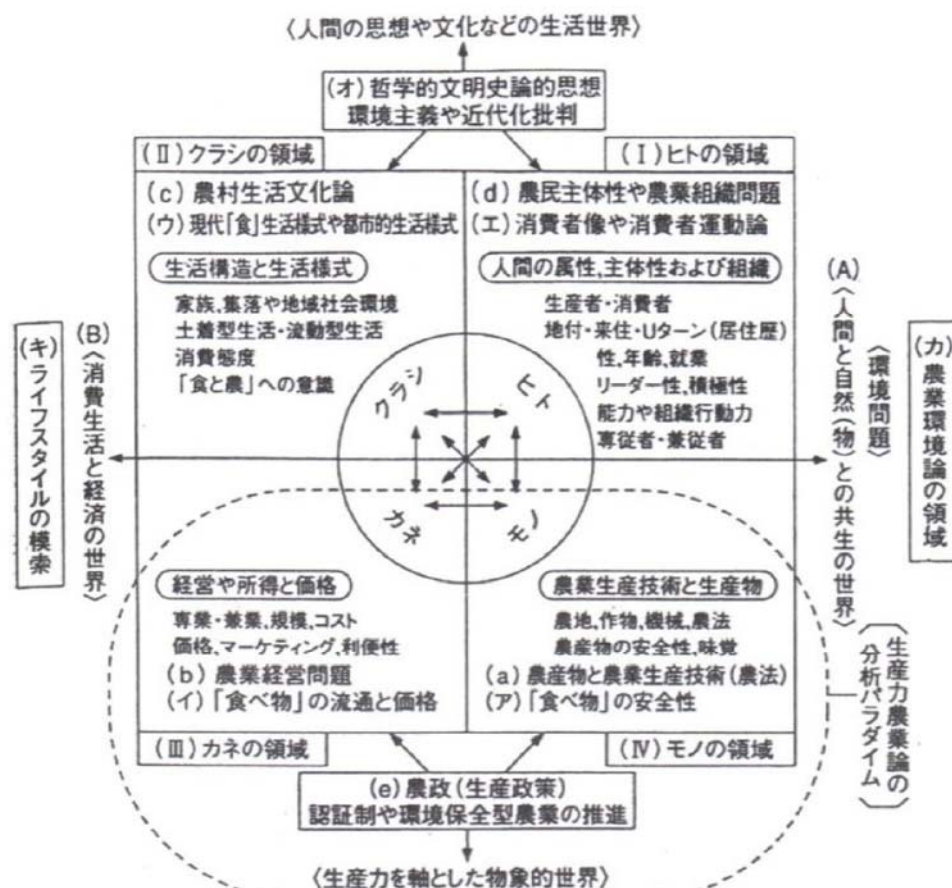


図 B-3 生活農業論の分析パラダイム

(2)『農村』概念の基本的な乖離と溝

従来の農学的・農政的な『農村』概念は、「ある一定地域における、農業生産基盤（農地・林地）の集積空間」として農業生産力的視点から捉えられてきた。だから、「農村活性化」・「農村振興」とは、土地利用率の高度化を意味することが多かった。それ故、現在でも行政の農村整備課の主たる事業は、圃場整備や用排水整備などの旧耕地課を引き継いだ農業土木的な農業生産力の向上に向けられている。すなわち、農村のソフト事業は、常に農業生産力向上のために付随した第2義的政策として展開されてきた。（「中山間地特別支払い制度」は、非常に有効な政策として評価）

一方、農村社会学的な『農村』概念は、「一定の地域における人々の生産上・生活上の社会関係・社会集団の累積空間」として住民の生活拠点としての把握が中心となる。それ故、産業構造・就業構造および生活基礎集団・生活様式が大きく変容した現在農山村の人々の生活構造の変化を詳細に追及する。すなわち、農業生産・農業経営上の変化だけでなく、人口移動・少子高齢化・世帯の極小化・世帯と家族の分離と混同・兼業化・非農業的就労の増加・年金支給・医療福祉施設の配置・移動手段の変化（自家用車のと携帯電話の普及）・生活圏の広域化・結婚形態の変化・子弟教育の変化・家の後継者と農業の後継者の分離・集落統合の変質・自治体の統合など、広角的視野から農山村住民の生活構造の変容に関係する諸要件に焦点を絞り、生活変容そのものの自体を第1義的に研究・分析していく。

(3)農業経済学研究と行政の農林部事業の乖離とねじれ

現在の農業を取り巻く環境が、産業社会の伸展の中で非常に多様化・グローバル化する中で、業経済学・経営学が、農業生産の経済的・経営的諸要件（農産物価格・生産コスト・規模拡大等）の研究と食料問題（貿易・市場対応・国際競争力・TPPなど）のモノとカネの領域に収斂しているように見受けられる。

一方、行政の農林部の事業は、農業の担い手の不足を軸に、農家・農村の変容に対して直接的・現実的に対応していかざるを得ない立場にある。その結果、過疎地対策・高齢化対策・担い手対策・環境保全対策・グリーン・ツーリズムなど多方面にわたる農村対策に取り組まなければならない。単に、農業生産政策のみを遂行している訳にはいかない。現に、各県の農林部の事業は、かなりの範囲で『ふるさと維持部』的事業を展開している。しかし、その事業推進の核は既存の（農業生産と経営を軸とした）農学系出身者によって占められ、必ずしも、その専門分野の知識や技術を習得しているとは云いがたい。それ故、国の各省庁および各県は農林部のみならず、市町村課や高齢者福祉課や企画振興課などが入り乱れて、農村活性化や地域振興に取り組んでいる。

このように、農学系の学問研究と現場の行政システムが、農村問題については乖離とねじれが強く発生している。（京都府農林部は、「里の仕事人」制度）

(4) 農と食の乖離と「消費者対策」不在の農政

1960 年以降の高度経済成長期以降の日本社会は大変動した。その大変動の一つは、農民が大挙してサラリーマンになったことである。すなわち、自ら農産物を作りそれを食べていた農業生産者が、自ら作らず貨幣で食べ物を購入する【現代的消費者】に変身したのである。この消費者が現在では日本人の大多数となり、農業問題が「農業生産」から「食と農」の問題に大きくスライドした。しかし、モノとカネに関する農産物流通や市場問題に対する対応は行われたが、消費者と云うヒト自身への関心は薄かった。それ故、現在でも消費者に対する分類もほとんどなく、漠然と 1.3 億人のヒトを「消費者」と呼んでいる。

今後、この消費者の動向が、特に「食と農」に対する関心・意識は高いが行動が伴わない【分裂型消費者】（57%）の動向が、日本人の食育問題のみならず、TPP などの政策問題も含めて、日本の「食と農」のあり方に大きく影響を及ぼすことは確実である。

(5) 農家における専業・兼業・非農家の分離と変質

農家と言っても「農地を所有している家」としか定義出来ない。農民とは、「何程か農作業をしているヒト」であり、「農民＝農家」でもないぐらい多様化している。ましてや経営規模や栽培作物等からだけでは農家を分析できない。

現在、集落や地域に取って最も重要な役割を持っているのが【中核兼業農家】である。

(6) 農村における地域社会の多様化と変質

足で歩いていた時代と、車社会化し携帯やメールが飛び交う社会での家族と集落のあり方は変容した。（農山村の公共交通機関は、自家用車と軽トラである）

「他出子・他出世帯」の存在と、「家族と世帯の混同」を整理せよ。

「拡大修正集落」と【入れ込み型地域社会】の発生。・・・白木の集落変容

(7) 普及活動における農業改良普及員と生活改良普及員の乖離

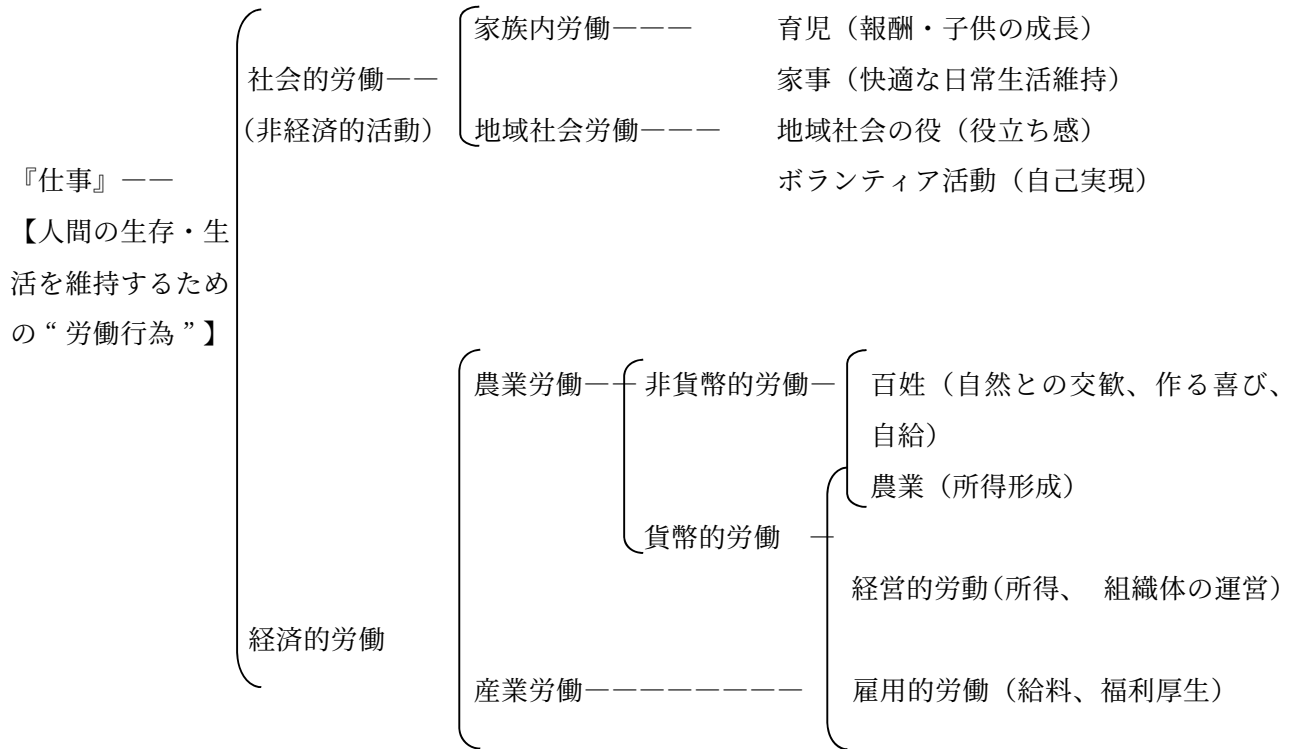
【生活】の意味と機能を、農政・農学が十分理解できなかった。

(8) 「農の 6 次化」と「農業の 6 次産業化」の乖離

『道の駅』への農水省と建設省の対応の違い。『里山資本主義』を誰が読むのか。

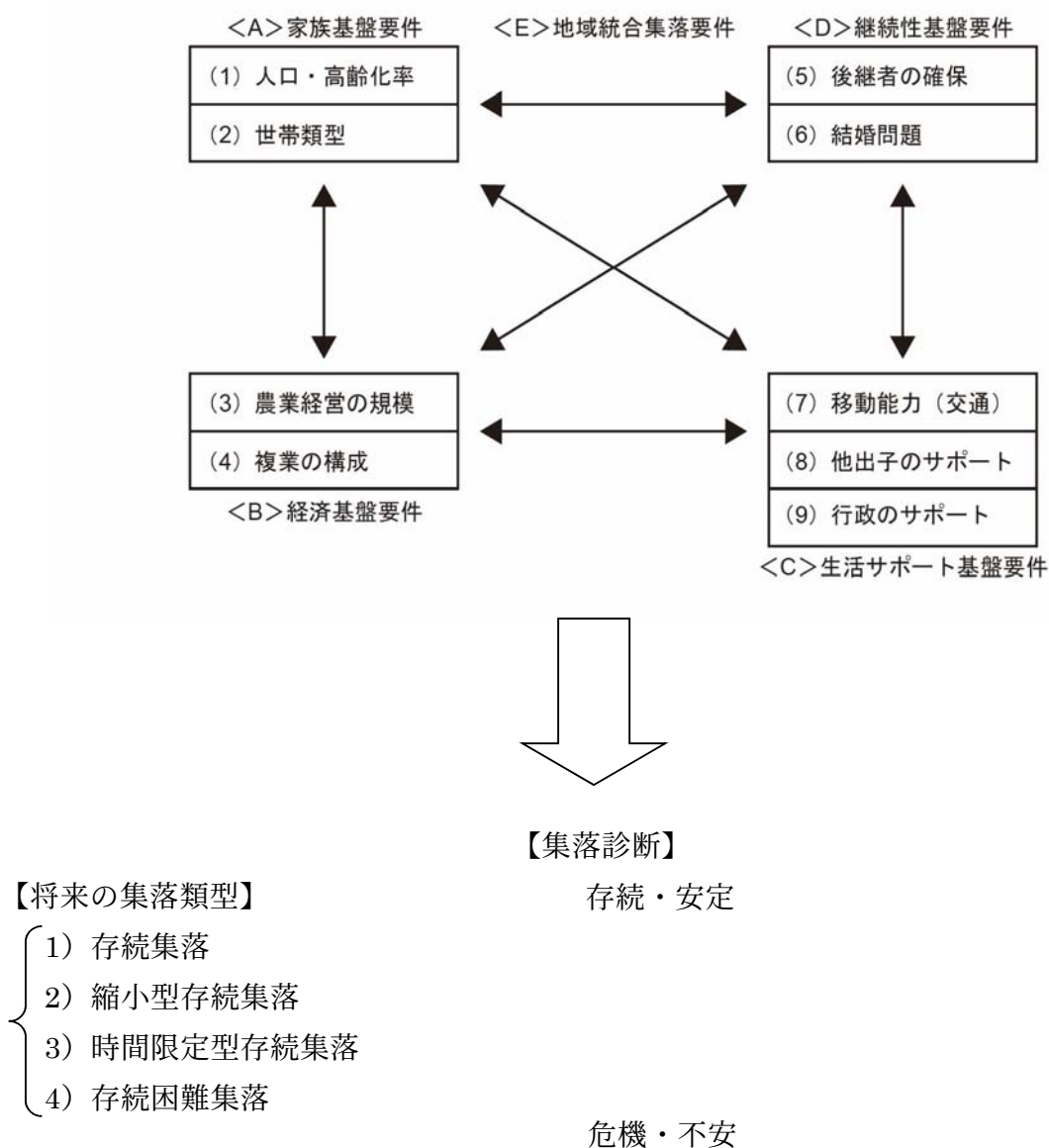
「有機農業・道の駅・福祉で村づくり」等への反応の鈍さと「バスに乗り遅れるな」農家民宿のおばちゃん達の「農の 6 次化」論

2. 「仕事」と「職業」の乖離



3. 小規模集落の維持・存続のための要件分析—資料3「T型集落点検」の実施事例

図 B-4 過疎農山村での生活構造の維持・存続要件分析と集落診断



4. 人口減少をめぐる政府・自治体・集落の動向—発展途上国モデルの亡霊と動転

過疎農山村—『限界集落論』のラベリング

地方—『消滅可能性自治体論』の恫喝（増田レポート、日本創生会議、コンパクトシティ論）

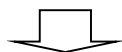
*人口減少は、日本社会にとって必ずしも悪くはない。むしろ、良い面も多くある。（戦前・戦後の多産時代の子育ての大変さを思え 注1 統計と実態の乖離

【具体的政策の動き】

- ① 全般的人口減少論の恫喝—生産年齢人口の減少と老年人口の増加
（全くでたらめな統計資料。130年前の社会実態で、将来を予測する非科学性）
- ② TPPの加盟による、大企業・多国籍企業の戦略（多国籍企業は国家すら邪魔になった。）

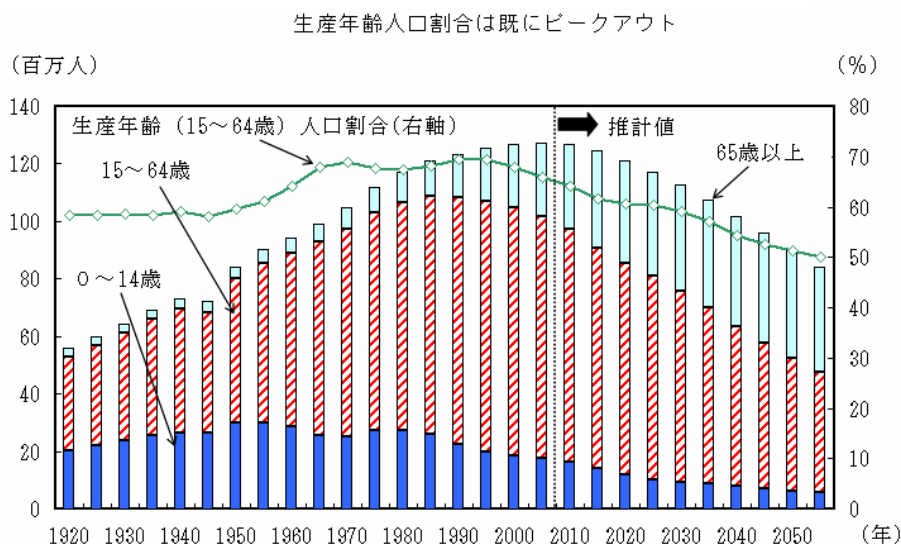
TPP は、農業問題だけではなく、国民（都市消費者）の問題である。

- ③ 【規制改革会議】が出した『農業改革案』（a 農協中央会の解体、b 農業委員会の解体、c 株式会社の農地取得問題など）農業の産業化の促進政策。
- ④ 小・中学校の統廃合の促進策（2015 年の文部省の答申予測）。地方の自治体合併に続く、行政の非経済部門を切り捨てる。地域や集落の直接的解体の促進。



農山村不要論の台頭（経済至上主義的イデオロギィー）

図 B-5 日本人口の推移と将来推計人口



（備考）2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」により作成。

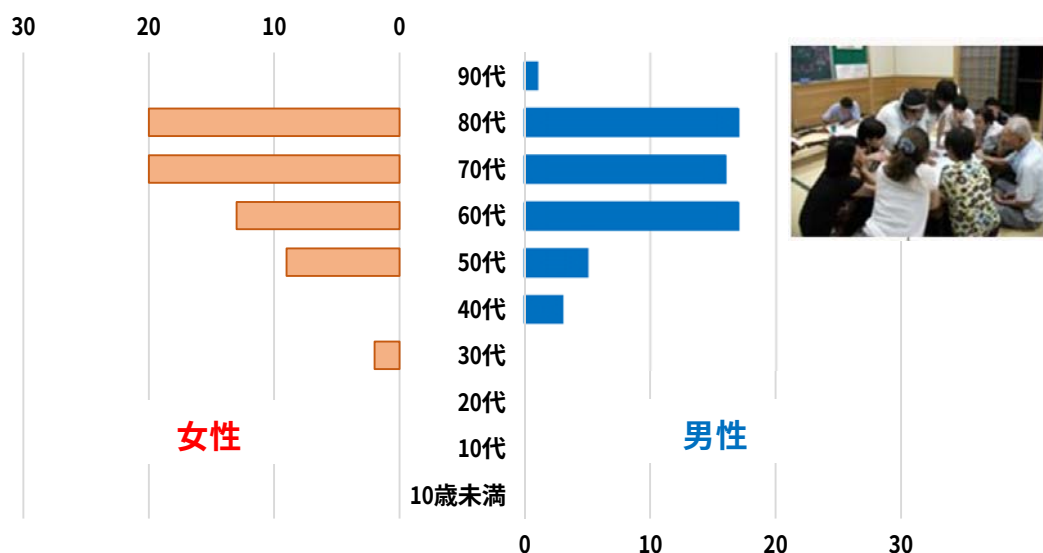
注1 統計と実態の乖離—（増田レポート。誰のため・何のため統計か？）

- ① 100 年前（1920）や 50 年前（1960）の社会実態をベースにした統計トレンドで、現在（2014）の社会変動も、ましてや 40 年後（2050）の社会動向は測定不可能である。誰が考えても判る事を疑問視しないのは、行政・マスコミ・学者の思考停止か【大本營的体質】。
- ② 1960 年頃までの 60 歳以上の人は、腰が曲がり老人であった。しかし、現在の〔60 歳～75 歳〕の人は、体力・気力・財力においても十分に社会的活動が可能【役立ちプレミアム世代】であり、決して「老人」に入れるべきではない。社会通念と制度が問題。
1960 年頃までの〔15 歳～23 歳〕は、中学校卒業後、即就農か集団就職等で「生産年齢人口」であった。しかし、現在の〔15 歳～23 歳〕は、高校生と 18 歳以上の 75%は大学生・専門学校生であり、完全に「非生産年齢人口」である。むしろ、最もカネのかかる【若年消費世代】である。この杜撰なものが我国の将来の基礎データになっている。

5. 超限界集落での小学校の再開校―熊本県多良木町の槻木小学校の復校（2014.4.10）

55 歳以下が全くいない超限界集落で、集落支援員を導入したり、休校になっていた小学校を復校させるなど『槻木プロジェクト』を、T 型集落点検にて展開（2011.5）。

図 B-6 熊本県多良木町槻木集落の人口（人）



注）合計 123 名。若い世代がいないのが特徴。T 型集落点検より作成。

槻木集落住民の生活を安定するために、住民および行政等との話し合いのなかで、集落として維持・存続しか選択肢は残されていない（表 B-1）。そのためには、住民自らと行政が、できうる限りの努力を行うことと、研究者やマスコミが組織的に支援することが大切である。

表 B-1 熊本県多良木町槻木集落住民の 3 つの選択肢

	住民	行政	備考
(1)老衰型モデル	△	×	長期間の維持費の負担
(2)全体移住モデル	×	×	住民の拒否・役場の財政力
(3)存続型モデル	○	○	残された唯一の選択肢

＊槻木の住民は半分あきらめていたが、行政の覚悟により「存続モデル」を選択し、集落支援員世帯（40 歳の夫婦＋子供 2 人）を採用し、小学校を再校。その結果、用務員夫婦（51 歳の夫、半分かよいの妻）が U ターンし、教頭先生と担任の先生 2 人が平日常駐し、60 歳代夫婦が I ターンしたことによって、平日の昼間は 10 名が増加し、住民達の生活構造は、非常に安定・安心の要件が向上した。又、将来は小規模多機能型介護施設を導入する予定。

6. 人口減少時代の地域社会の維持・存続と継承問題

- ① 人口減少は成熟社会の必然である。日本の政治・経済リーダーの如く、それから目をそらし、発展・成長路線を鼓舞する経済至上主義的な「途上国のモデル」は、時代を逆行し社会展開の阻害要因となっていく。人口減少は、良いことのほうが多い。
 a【欧州諸国の成熟社会モデルを学び参考にすること】 b【人口減少に一般家庭が文句を云っているか】 c【完結出生数は2.1人で、家族は再生産可能】
- ② 「人間の再生産は、世帯・家族集団と集落やマチなどの諸規模な地域集団しか出来ない。トヨタや行政や徳島大学では、子供を作れないことを肝に銘ぜよ！」
- ③ 人口減少を怖がらずに、真正面から向き合い、家族や地域のあり方および社会の変化や変容を考量して、具体的な地域での生活要件を検討し、自分たちで地域社会モデルを構築していくことが必要。（図 B-7 を参照）
- ④ 具体的地域社会のモデルとしては、沖永良部島の和泊町を見よ！沖永良部は、離島で過疎地。所得は東京（439 万）の半分（198 万）しかないが、特殊合計愁傷率は、東京 1.0 以下の比で 2.4 もある。『消滅可能性自治体』にも入っていない。18 歳で都市部に就職した子供の約 35%が U ターンする。「クラウンは走っていないが、軽トラでコンビニにも行く」。「子供は、自分ひとりで育てるのではなく、地域の人でも育ててくれる。」
 所得は低い、非常に生活しやすく生活構造が非常に安定している島である。

図 B-7 和泊町人口ピラミッド（2010）

年齢階層	男性	女性	合計
100歳以上	0	8	8
95～99歳	7	40	47
90～94歳	20	87	107
85～89歳	76	190	266
80～84歳	138	253	391
75～79歳	203	271	474
70～74歳	180	222	402
65～69歳	200	173	373
60～64歳	258	261	519
55～59歳	382	291	673
50～54歳	286	246	532
45～49歳	198	155	353
40～44歳	187	182	369
35～39歳	200	198	398
30～34歳	182	166	348
25～29歳	144	154	298
20～24歳	68	88	156
15～19歳	123	114	237
10～14歳	187	186	373
5～9歳	197	205	402
0～4歳	196	174	370

出典：国勢調査（2010）

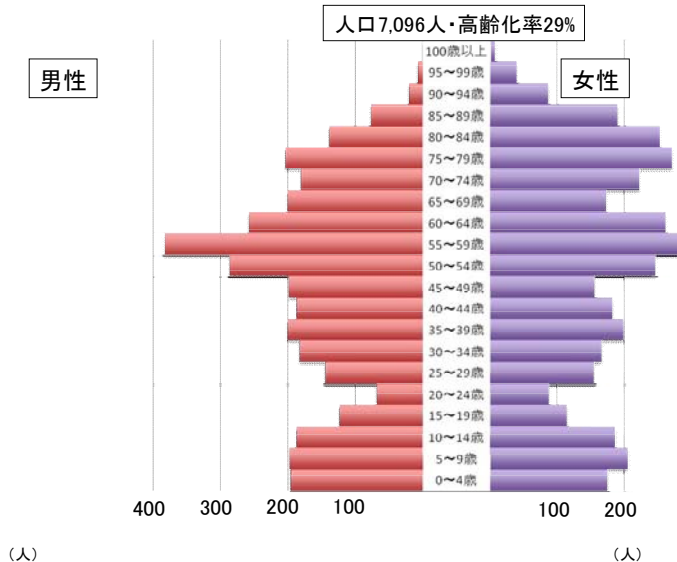


図 B-8 地域社会の数段・組織の種類と空間的配置

都市		コミュニティ	アソシエーション	
空間領域		生活構造	支配・権力構造	経済構造
組織・集団	マクロ領域	社会 民族	国家・行政機構 (都市) NGO (大学)	産業システム 企業体
	ミドル領域	農業・農村的世界 (マチ) 生活扶助集団	自治体 NPO (高校)	産業社会的世界 企業・商圈
	ミクロ領域	(ムラ・集落) 家族 世帯	行政区 (小・中学校)	職場
個人	パーソナル (個人)領域	生活者としての人間	組織的人間 (制度依存)	経済的人間 (貨幣への依存)
注目点	相違点	＊唯一の人間を 再生産できる集団	トヨタも国家も大学も子供は作れない	

「社会的限界集落」の嵐



I. 農山村に吹く風



1. ステレオタイプのな 「農山村はダメ」の大合唱

- a. 人口減少
- a. 少子高齢化
- a. 担い手不足
- a. 農林業の衰退
- a. 雇用場がない
- a. 交通が不便



「限界集落」



消滅集落化

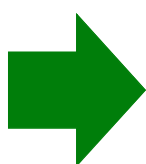
（リーダー程、「限界集落」をよく使う）



2. 「限界集落」論への批判(その2)

対策としての「限界集落」

- a. 本当に自分たちの暮らしが「限界なのか？」
(明日から暮らしていけないか?)
- b. 行政や都市農村交流などの外部依存が目立つ
(極端に言えば、「もうダメだから助けて下さい」)
- c. 地域住民が、自分達で何をするのかが欠落している



今日は、住民(皆様方)が具体的に何をしたらいいのかを、生活の維持・存続を軸に見直してみる。



3. 変容する「ムラ」(その1)

- a. 昭和30年・40年代を原型とした「ムラ」の統計と
現代の「ムラ」を外型的に比較することの盲点

	人口 年齢構成	世帯数 類型	学童数	農業経営	他出子 の状況	複業 雇用	年金	車と 移動	通信 インフラ	生活圏
昭和30・40年	○	○	○	○						
現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

既存の(限界集落的)な比較分析では、
現在の農山村住民の暮らしと集落の将来は把握できない

出生率、平均寿命、貨幣経済の浸透、世帯類型、他出子、交通手段
農業から雇用へ(就職)、TV、コンビニ etc. の出現と生活変化



生活水準・内容の変化



4生活指標の現代的変容(具体例)

1、人口減少は本当に社会的マイナスなのか？

[人口増加した大正・昭和初期が、生活者に最も苦しかった。

貴方の兄弟は、何人ですか。何人子供を産みましたか？]

2、高齢化社会は、人類の願望の到達点

「高齢者医療費・年金問題等は、経済的視点からの偏向—

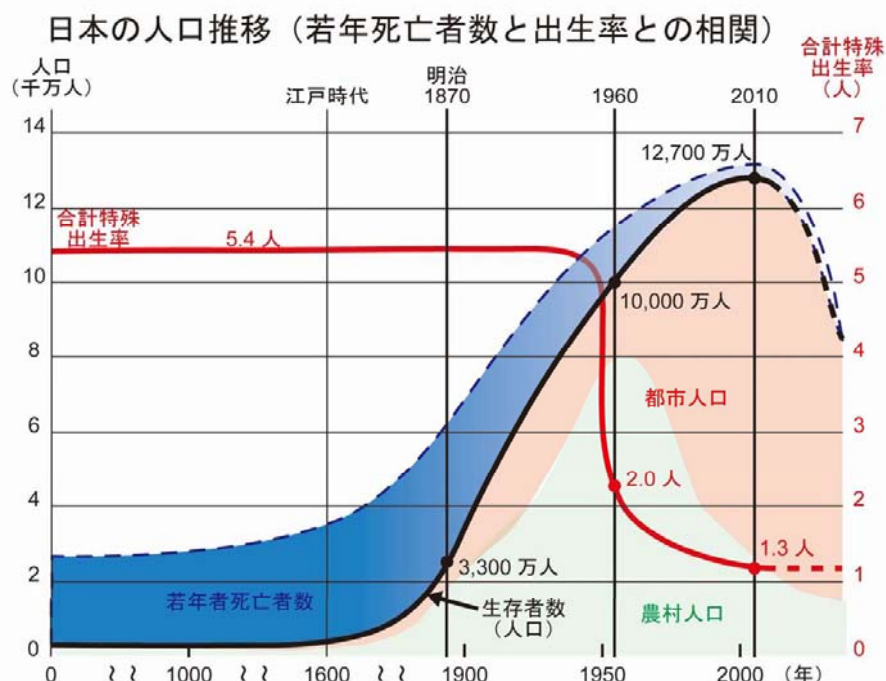
70歳代・80歳代の自分の祖父・母に、死ねと言いますか」

3、現在の農山村は、自動車社会で交通の便は良好・・

「現代の、公共交通機関は自家用車である」



5 日本の人口推移と出生率

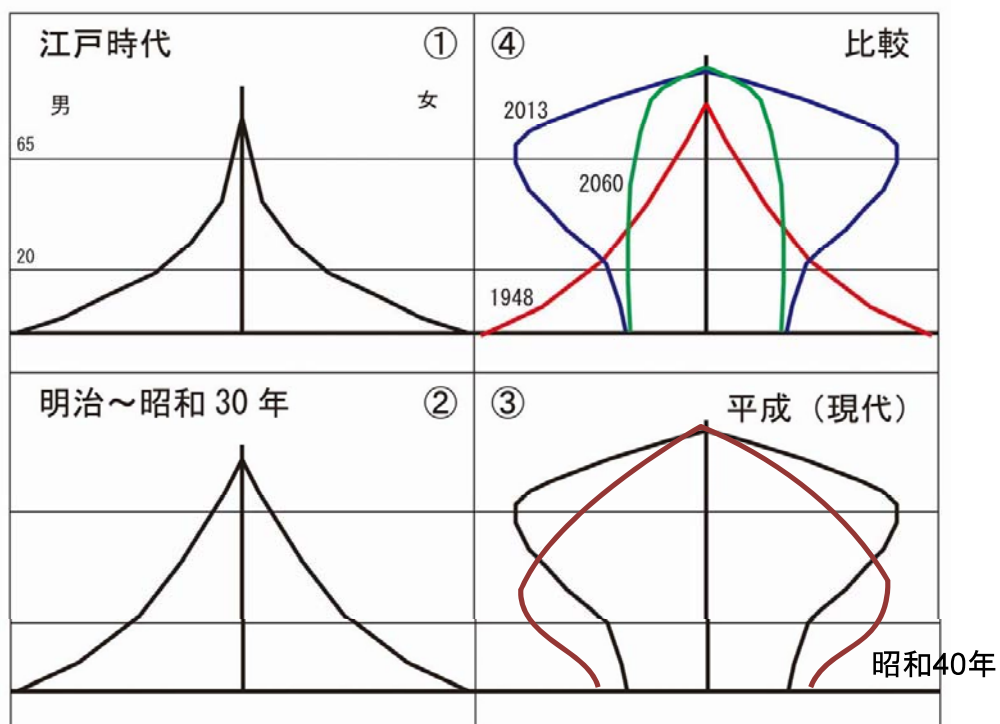


日本の人口推移の特徴

- 1、日本の合計特殊出生率は、有史～終戦直後までバースコントロールが出来ないため、5人以上の非常に高い出生率を続けてきた。ただ、江戸期まで死亡率も高く、人口は微増。(生・死は、神の領域。兄弟が死んだから、生き延びれた時代)
- 2、明治以降、黴菌等の発見により、消化器関係の死亡率が急速に低下する中で、人口の急激な増加をもたらした。
- 3、それ故、大正・昭和初期の庶民の暮らしは、「子たくさん」の中で、非常に苦労した「生き難い時代」。



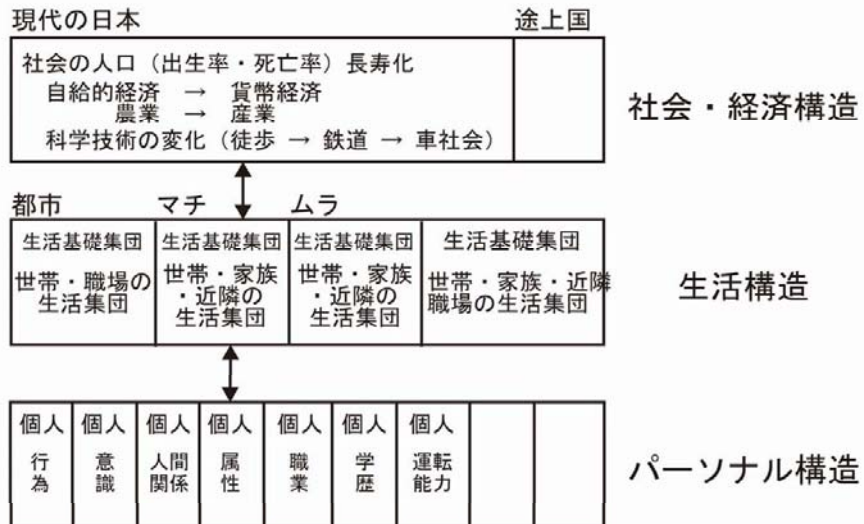
6 人口ピラミッドの変化



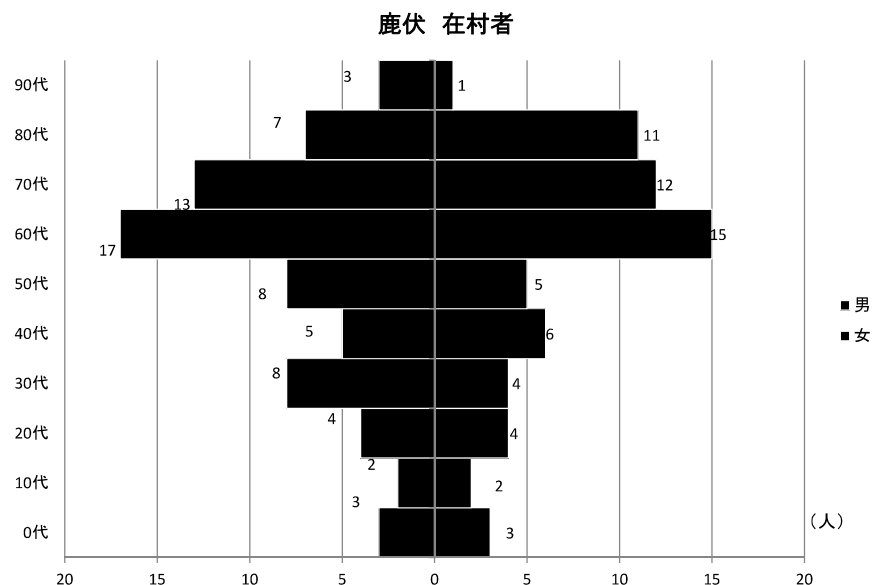


7 社会構造・生活構造・パーソナル構造

生活構造論から見た社会の三重枠組



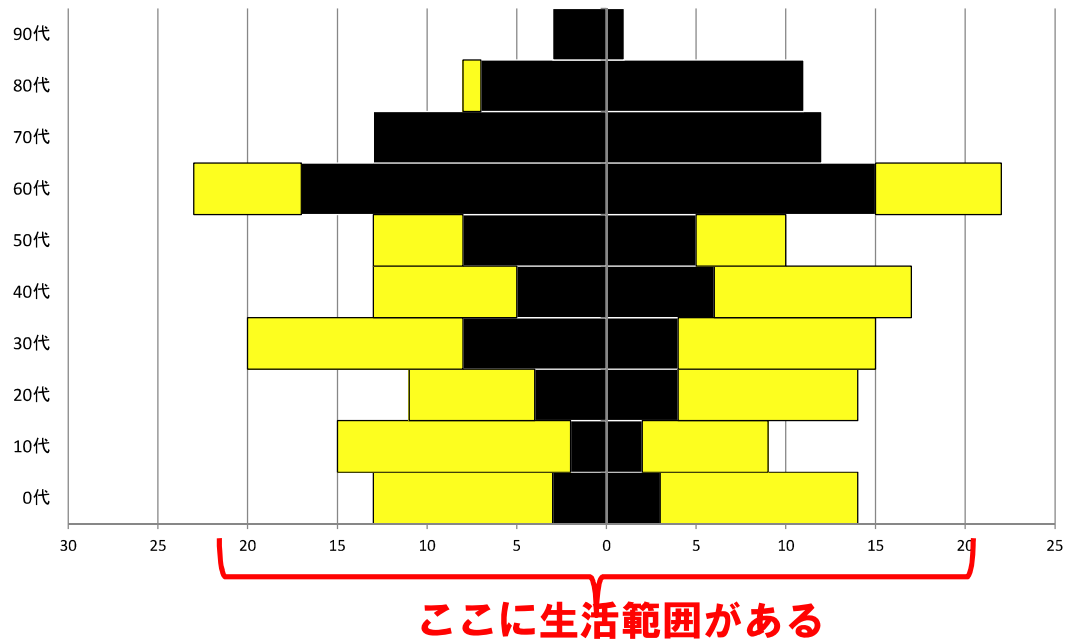
これを白木の人口に足すと… （鹿伏集落の例）



これを白木の人口に足すと…

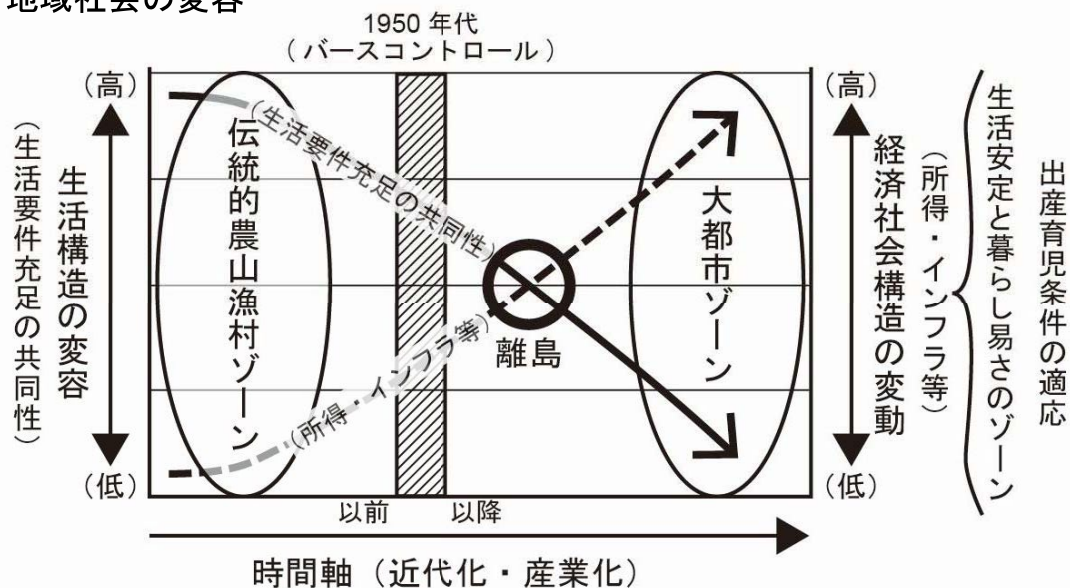
(鹿伏集落の例)

在村者+近隣他出者

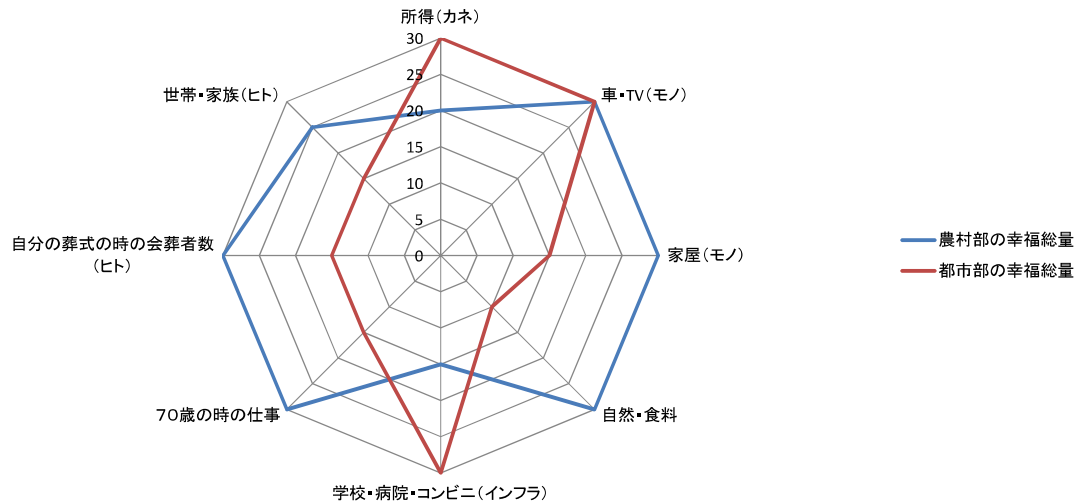


地域社会の変容

地域社会の変容



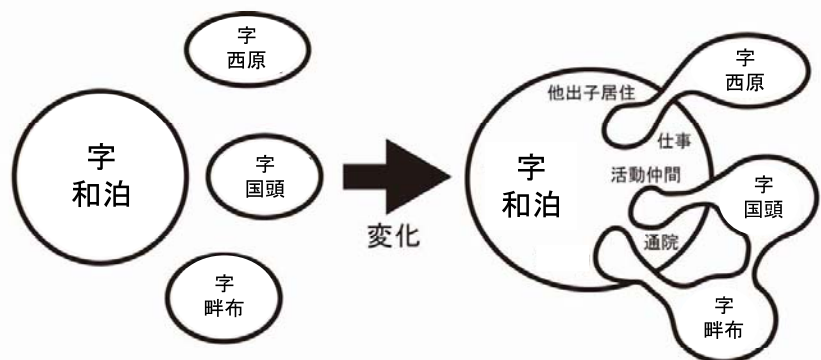
生活要件充足(幸せ)の社会指標



まとめ（４）

f) 変容するムラ（地域社会）

変容するムラ（集落）の概念図



〔自己完結型集落構造〕

〔修正拡大集落構造〕
（新マチ・ムラ連合型地域社会）
日帰り集落と生活圏の拡大

第 2 部

事例発表とパネルディスカッション

土づくりと中山間地域農業を考える

4) 事例発表者

西尾勝治（NPO 法人ゆうきハートネット）

佐藤一彦（大分県臼杵市農林振興課有機農業推進室）

5) パネラー

西村 和雄、徳野 貞雄、吉野隆子（オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村）、事例発表者

6) コーディネーター

大江 正章（コモンズ、ジャーナリスト）

事例発表では、地元白川町で有機農業を実施し、NPO 法人ゆうきハートネットの事務局をされている西尾勝治氏から、白川町における民間団体と公的機関が連携した新規就農者支援の取り組みを、大分県臼杵市農林振興課有機農業推進室長の佐藤一彦氏からは、臼杵市の有機農業推進の取り組みを、紹介していただきます。

パネルディスカッションでは、全国有機農業推進協議会理事、日本有機農業学会理事などを務め、「食」「農」「環境」について発信されているコモンズ代表の大江正章氏にコーディネーターをしていただき、基調講演者、事例発表者およびオアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村長の吉野隆子氏をパネラーに有機農業における土づくりと中山間地域農業について、会場の皆様を交えた意見交換を行います。

これから有機農業をはじめようと考えておられる方、地域農業の活性、まちづくりを考えておられる方の参考となることを期待しています。

NPO 法人ゆうきハートネットの活動紹介

西尾 勝治

NPO 法人ゆうきハートネット事務局 理事

1. ゆうきハートネットの立ち上げと初期の活動

平成 10 年、町内の基幹産業である白川茶が消費の低迷で落ち込み、銘柄材といわれた東濃檜も安い外材の輸入におされる中、ゆうきハートネットは、これからは有機農業で地域を活性化させようと町内の農家の有志によって設立された。以後、年一度の講演会の開催などで町内に発信はするものの、なかなか実践に踏み切れない状況が続いていた。

しかし「ゆうき」を標榜するならばせめて日本農業の基本、米作りをやってみたいとの会員の要望から、平成 16 年に民間稲作研究所の農法をモデルとして全員で有機稲作の取り組みが始まった。種もみの塩水選に始まり苗作りから収穫まで、苗作りまでは共同で、その後の作業は情報交換をしながら、有機農業の実践にこぎつけることができた。もっとも会員メンバーの中には、名古屋市内の消費者グループとの提携米の取り組みを続ける中で、有機稲作の技術をすでに確立しているものもあり、技術の習得はスムーズに進めることができた。

現在、町内会員の関わる有機稲作面積は 15ha (3.3%) 程度に広がっている。生産した有機米は、郷蔵米生産組合（提携米）、はさ掛けトラスト（会員募集）、オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村などで販売している。

この間講演会には、宇根豊氏（当時：NPO 法人農と自然の研究所）、中島紀一氏（同：茨城大学農学部）、横山和成氏（同：農研機構 中央農業総合研究センター）など、時宜に応じた講師を招聘し、地域に紹介しながら自らの活動の糧としてきた。



2. 有機農業推進法以後の新規就農者の受け入れ

平成 18 年 12 月の有機農業推進法成立以後、農水省が打ち出した有機農業モデルタウン事業に平成 20 年に応募することを決めた。販売促進と技術の習得などを目的としたソフト事業に加え研修施設の設立を計るハード事業にも応募したところどちらも承認され、二つの事業を同時に進めることとなった。ソフト事業は、そのころから入村してきた若手の I ターン農家や研修生の研修旅費などに大いに役立つこととなる。

以後4年間ソフトの事業の支援により有機農業推進のための諸事業（販売促進、技術習得、消費者の理解、参入促進）を進めることができた。さらに岐阜県からは有機農業新規就農支援事業のお誘いを受け、ハード事業で立ち上げた研修施設を利用する研修生は、研修中に給料をもらうという有利な条件で研修を受けることができた。残念ながらこの事業は2年で打ち切られることになるが、この間に研修を受けた者はその後全員町内に入植している。



研修施設 くわ山結びの家

3. ゆうきハートネットの四つの事業

平成23年3月特定非営利活動法人（NPO法人）として登録した会は、生産技術、経営面での技術向上事業、消費者との交流などで農業への理解を深めるための事業、新規就農者の参入促進と町内定住を支援する事業、有機農産物の販売促進事業、の4事業を進めている。

1) 生産技術、経営面での技術向上事業

町内外の農家および有機農業希望者に対して平成23年から有機稲作実践講座を開催。研修施設「くわ山結びの家」に宿泊しての座学と実習を年4回（種消毒、播種、田植え、収穫）のシリーズで行っている。

農業講演会のほかにも会員の要望に応じながら、原木椎茸栽培講座、フェイスブック利用講座なども開催してきた。

2) 消費者との交流などで農業への理解を深めるための事業

会員が運営に関わる郷蔵米生産組合、はさ掛けトラスト、大豆畑トラストでは毎年多くの消費者会員と夏祭り、収穫祭などで現地交流を行っている。また各生産者も単独でソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を積極的に利用している。今年から限界集落で9枚20aの棚田で稲作を増やした若手農家は、一緒に景観保全・棚田管理をしようと呼び掛け、田植えや収穫に都会の若者たちを応援させるケースも出てきた。



消費者とともに はさ掛け（はさ掛けトラスト）

3) 新規就農者の参入促進と町内定住を支援する事業

平成25年度までに多くのI・Uターン者を受け入れてきた。会と関わりのある分だけで17件34名になるが、今年度はその動きがさらに加速し、4軒12名が入村している。そのうちの7割近くが30代。比較的高学歴の脱サラ組が多い。以下に要因として考えられることを列記する。

- ① よそ者に寛容な地域の気風。同じ町内でも2地区に集中している。

- ② コーディネーターの存在。地元の有力な農家が支援して耕地や空き家を紹介し、地区共同体の受け入れを容易にしている。
- ③ 入村者相互のつながりが強く、情報交換や協働作業を進めているが、外に向かってもこの地域で有機農業を実践することの魅力を発信している。
- ④ 後継者を持たない昭和・平成世代のリタイア時期にうまく重なったこと。耕地を荒らしたくないリタイア組と新規就農者のマッチングがうまくいっている。
- ⑤ ゆうきハートネットなど有機農家のつながりの上で大豆畑トラストなどの販路が確保されている。
- ⑥ 有機野菜市「オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村」の就農相談は、本人の希望を聞き適性に応じて紹介している。

4) 有機農産物の販売促進事業

新規就農者の参入が増え、有機農産物の生産が増えてくると販路の確保が課題となってくる。郷蔵米やトラストなど特定の消費者との強い結びつきだけでなくファーマーズマーケットなどへの出店を勧めてきた。若手農家による SNS を利用した宅配便による野菜セット販売も都市部から離れた農家の販売方法として効果をあげている。また、ソフト事業を利用して名古屋市や可児市などでの試食会の開催、有機農産物マッチングフェアへの参加、有機農業映画祭へのブース出展などを行ってきた。

4. これからの課題

- (1) 安定した生産と販売先の確保
- (2) 研修施設の維持管理研修受け入れ農家の確保
- (3) 事務局体制の強化
- (4) 多様な経営モデルをつくる
- (5) 健全な山の育成－自伐林業

有機の里づくり ～うすきの「食」と「農」を豊かに～



佐藤 一彦
(大分県臼杵市農林振興課有機農業推進室長)



大分県臼杵市

おいしく生命力のある農産物を臼杵の食卓に

～ほんまもんの里みんなで作る臼杵市食と農業基本条例～

「食」は、人が生きていくために、一生涯を通して切り離すことができないものです。私たちは、農業を通し大地から農産物の恵みを受けて命を与えられています。未来の臼杵市が“正しいふるさと”になるためには、持続可能な農業の発展を抜きには考えられません。

市民の皆さんが必要とする安全な農産物が安定的に食卓に届き、健康に生活していくこと。また、自立し自信にあふれる生産者と、食と農業に関して高い認識を持つ消費者とが、常に強い信頼関係で結ばれ、豊かで健康な人々が住む臼杵市になっていくこと。

そのような、**臼杵市の農業のあるべき姿(ほんまもんの里)**を想い、めざしていくために、生産者、消費者、すべての臼杵市民が食と農業の大切さを知り、お互いの役割を理解、尊重し、協力しながら臼杵市の農業を魅力ある産業に育てていきます。



玉ねぎオーナー農園

ほんまもん農産物は土づくりから

～臼杵市土づくりセンター開設！（平成22年8月）～

●美味しい農産物生産には土づくりが大切

- ・豊富なミネラルを含み、より自然に近い生命力のある良質な土づくり、土壌微生物の働きを回復
- ・化学肥料や農薬に頼らない持続可能な生産をしていくための土づくり
- ・農産物本来の成分と味を実現



●有機農業推進室を設置

- ・平成14年8月 臼杵市環境保全型農林振興公社設立
- ・平成17年1月、旧臼杵市と旧野津町が対等合併→臼杵市農林業施策の強化→環境保全型農業、有機農業の推進
- ・H19～H21の間、「臼杵市ほんまもの里農業推進センター（写真）」で、有機農業の推進、都市と農村の交流事業、農産物加工研究などの取組を行う。平成22年4月には農林振興課内に有機農業推進室を設置し有機農業の振興を強化。
- ・臼杵市有機農業推進計画（H22 3月）、ほんまもの里みんなで作る「食」と「農業」基本計画（H24 3月）を策定。



2

臼杵市がめざす有機の里づくり

臼杵市土づくりセンター

○本物の農作物を育てる土づくり ○土の生命力、土壌微生物の働きを回復 ○ミネラル豊富で良質な土



うすき夢堆肥の特長

- ・原材料は、草木類（剪定枝、草、竹、間伐材、農産物残さ等）8割、豚糞2割
- ・6ヶ月で完熟堆肥製造

住所 臼杵市野津町大字八里合2515-4
用地面積 59,792㎡ 建物面積 4,588㎡
堆肥の生産能力 2,300t/年間

市民のみなさん



農産物本来の味やほんまものの味を知り、味わうことができます。

完熟堆肥を供給

おいしくて安心安全な農作物の提供

農家から農作物の残さの提供

農家のみなさん



3

臼杵の農産物が、こんな風に皆さんのもとに届きます

うすき夢堆肥は平成23年5月から農家や市民の皆さんに販売しています。



4

有機の里づくり①生産拡大対策

うすき夢堆肥等の完熟堆肥による土づくりに重点をおいた施策の展開を図り、農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりを行っていきます。

- (1) 有機農業専門指導員(県職OB)の配置、巡回の実施
- (2) 「ほんまもん農産物の作り方」の作成
・36品目の有機栽培実証事例集を配布
- (3) 「うすき夢堆肥」の運搬・散布業務の受託
・臼杵市環境保全型農林振興公社事業として実施
- (4) 有機農業を行う農業生産法人の誘致・支援
・遊休農地を有機の農地へ 農地保有合理化事業活用
- (5) がんばる地方応援プログラムや有機農業総合支援対策を活用
- (6) 環境保全型農業直接支払交付金制度の活用



うすき夢堆肥(袋入り)

5

有機の里づくり②流通販売の強化対策

有機農業やほんまもん農産物に対する認知を広げ地産地消を広げるとともに販売箇所数の拡大と適正価格での販売を目指します。

- (1) ほんまもん農産物認証制度の制定（平成23年11月）
 - ・65戸の生産者が登録（平成26年3月現在）。
- (2) 「ほんまもん農産物」販売箇所数の拡大
 - ・市内8か所の直売所等で販売。保育所や各家庭への宅配も実施。大分市内の産直コーナー等へも出荷。
- (3) 「ほんまもん農産物」集出荷業者の支援
 - ・3事業者がほんまもん農産物のセット販売（宅配）を開始。
- (4) 流通業者・販売業者へのPR、「旬食フェスタ」等直販イベントの開催、市イベント他市外直販イベント等への参加。
- (5) 「ほんまもん農産物推進ネットワーク」の結成（平成24年）
- (6) 臼杵市学校給食センターでの利用率向上（15%）



ほんまもん農産物PRチラシ

6

有機の里づくり③担い手の支援 新規就農支援

臼杵市就農ガイドセンターと大分県、関係団体と連携し、新たに有機農業での就農を目指す方が円滑に就農できるように支援していきます。また、有機農業の担い手をバックアップしていきます。

- (1) 臼杵市有機農業起業家誘致条例の制定（H19）
 - ・有機農業での新規就農者へ奨励金を交付
10万円／10a（上限1ha）、3年間
- (2) ほんまもん農産物お届け隊研修制度実施（H24～）
 - ・ほんまもん農産物認証制度登録生産者の確保・育成
 - ・研修圃場40a H24・・・4名、H25・・・2名
- (3) 農業生産法人の誘致・支援
 - ・農地の斡旋
 - ・補助事業活用による支援
- (4) WEBサイト「ほんまもん農産物広場」の開設
 - ・平成26年4月開設
 - ・ほんまもん農産物認証制度の認知を広げるとともに、生産者の紹介を行い、流通の拡大につなげる。



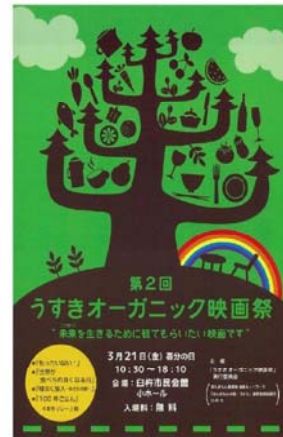
「ほんまもん農産物お届け隊
研修生トレーニングファーム

7

有機の里づくり④食農教育の推進

市民の方々や学校給食へ新鮮で安全な地元の食材供給を広げていきます。有機農業やほんまもん農産物の啓発活動、子供たちのみならず「大人の食育」も進めていきます。

- (1)「給食畑の野菜」の取組強化
 - ・55軒の「給食畑の野菜」生産者が学校給食に直売所を通じて農産物を供給
- (2)「有機オーナー農園」「有機ふれあい農園(貸農園)」開設
 - ・玉ねぎ、甘藷、秋じゃがのオーナー農園を開設。毎年約500組のオーナーが来園。37区画の貸農園も運営。
- (3)小学生の農業体験
 - ・「給食畑の野菜」や「ほんまもん農産物」の圃場で植付や収穫を体験。収穫した農産物は学校給食の食材へ。
 - ・年間を通して12回実施(平成25年度)
- (4)グリーンツーリズムを通じた食育の推進
 - ・教育旅行を積極的に受け入れ。吉四六さん村GT研究会が有機栽培の体験農場を開設。
- (5)食と農をつなぐ講演会や啓発映画の上映会開催
 - ・うすきオーガニック映画祭、「100年ごはん」上映会
 - ・食育ワークショップの開催



うすきオーガニック映画祭

8

有機の里づくり⑤加工開発の支援

臼杵産の有機農産物や「ほんまもん農産物」を使った加工品の開発を進め、6次産業化を支援していきます。

- (1)ほんまもん農産物を使った加工品開発講座の開催
 - ・年間4回の講座を行い、受講者を対象に産品開発コンテストを開催、商品化を行っています。
- (2)加工業者との連携
 - ・有機農業者と加工業者との仲介・連携強化により商品開発、商品化を行っています。
- (3)料飲店への「ほんまもん農産物」利用啓発
 - ・「ほんまもん農産物旬菜だより」の発行。
 - ・「ほんまもん農産物推進ネットワーク」への加入推進。
 - ・料亭やふぐ料理店への個別利用啓発。



臼杵市特産 かぼす(完熟黄かぼす)



ドキュメンタリー映画「100年ごはん」

9

新規就農者もおいしい農産物づくりに頑張っています！

真心を込めて 作っています 中田農園

循環農法で野菜づくりを行っている三重県出身の中田知孝さん(田野)。奥さんと二人三脚でニガウリやタマネギ、キャベツ、エンドウ豆、サトイモなどを栽培しています。



循環農法で米・野菜づくり をしています 高橋農園

農薬や肥料を使わない循環農法で米づくりを行っている高橋宣博さん(宮原区)。循環農法は、土作りを基本としています。田植えの際も、田植え機を使わず、手植えで一本一本ていねいに植えています。



有機のおいしさを お届けします ワタミファーム

農業生産法人有限会社ワタミファーム 臼杵農場長の岡田拓也さん。千塚地区でサツマイモ等露地野菜の有機栽培を行っています。有機農業の最大大手の同社の農産物は、有機JASの資格を取っており、全国に出荷されます。



「土」でつくる おいしさを SUNSUN農園

平成25年度「ほんまもん農産物」お届け隊研修生の幡上さん。平成26年度から田野地区に就農しました。土づくりにこだわり、約80aの畑で様々な野菜を栽培しています。「臼杵市に移住して家族も1名増えました。有機農業でしっかり自立を！」と幡上さん。



10

「有機の里うすき」を目指して

自然に近い完熟堆肥を人工的に生産し、市民の方が食べる「ほんまもん農産物」を生産する土づくりを進めるための「**臼杵市土づくりセンター**」が平成22年8月に完成しました。

農家の方々には、ここで製造した完熟堆肥「うすき夢堆肥」を土づくりに使ってもらい、本当においしい生命力のある農産物を作って頂き、市民の方々には率先して地元で育った農産物を食べて頂きたいと思っています。

近い将来、臼杵市民が野菜のほんものの味を知り、「ほんまもんの農産物」をいつでも食べることができ、いつまでも健康でいられるような将来の臼杵市の姿を頭に思い描きながら、中野市長が推進する「**笑顔が行き交うふるさとづくり**」の大きな柱である「**有機の里づくり**」に、今後も力強く邁進していきたいと思っています。



ほんまもん農産物



「給食畑の野菜」を使った給食

11

中山間地域と有機農業

吉野 隆子

オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村村長

1. 朝市で都会と中山間地域をつなぐ

愛知県名古屋市の中心部にある都市公園で、有機農家によるファーマーズマーケット「オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村」を毎週土曜日に開いています。当初はお客様も少なく、周囲の人から「1 年続かないのでは」と言われていましたが、今では 8 時 30 分から 11 時 30 分の 3 時間に 1000 人を越える人が買い物にやってくるようになり、この 10 月には 10 周年を迎えることができました。

出店希望者が増えていることから、昨年、名古屋駅前で「ナナちゃんストリートオーガニックタぐれ市」、子ども人口の多い市内の病院で「みどりオーガニックマーケット」をはじめました。

参加農家の多くは農地や家を持たない非農家出身^{*1}です。木曾川流域圏を中心に、愛知県に接する岐阜県・三重県・長野県・静岡県から、1 回当たり 20～30 農家に参加します。出店できるのは農家だけ。お菓子や軽食の販売はオアシス 21 側からの要望で認めておらず、その結果、野菜がきちんと売れるマーケットになりました。

現在の朝市村メンバーは 65 農家。その 1/3 が中山間地域で就農しています。出店を希望する農家があれば、ベテラン農家と事務局スタッフが農地を確認に出向きます。残念なことに非農家出身の場合、条件の良い土地を借りることが難しく、「こんな場所でよく頑張っているなあ」と感心させられることが多いのですが、それでも努力を重ねて売り上げを伸ばしていく人が多いことにも驚かされます。

気候を生かしてさまざまな在来種の野菜を栽培して人気の高山の農家、農業のかたわら自然農塾を開いて農業を教えている恵那の農家、土建業から参入し重機を駆使して耕作放棄地を活用しながら農産物の加工にも力を入れている中津川の農家など、中山間地の厳しい条件を逆にとり、生き生きと有機農業に取り組んでいます。

朝市村では自分が栽培したものを自分で販売することが鉄則なので、お客様は農家と会話しながら買い物を楽し



オーガニックファーマーズ朝市村は、毎週土曜日（8：30～11：30）オアシス 21（名古屋市東区東桜 1-11-1）にて開催しています。

んでいます。農家もお客様とダイレクトにつながる楽しさや厳しさを、自らの農業に生かしています。

※1 野菜・米農家は非農家出身が基本。果樹農家・お茶農家・慣行栽培からの転換・初期から参加している農家には、元々農地と家を持っている親元就農者も存在する

2. 中山間地域の農業の可能性——中津川七ツ平高原

中津川市は面積の 80%を森林が占める中山間地域でありながら、農地面積は岐阜県下 2 番目の広さがあります。標高は 300mから 790mと起伏が激しいため棚田も多く、耕作放棄地が年々増えている地域です。

太田誠さんは落合土建の前社長で、現在は中津川七ツ平高原の農場長を勤めています。2006 年、耕作放棄地で栗や野菜の栽培をはじめたところ、次第に農業の面白さと可能性にひかれるようになっていきます。周囲に広がる耕作放棄地の再生に、本業で培った技術や機材を活用しながら年々畑を広げ、農地法改正後の 2011 年 12 月には母体の落合土建として農業に取り組むようになりました。現在、約 3.6 ヘクタールの農地で年間約 120 種類以上の野菜を作っています。当初は野菜と栗などの果樹だけでしたが、地域の人から「田んぼを借りてほしい」と頼まれたことをきっかけに、昨年からは米の栽培もはじめました。

販路の足がかりとなったのが朝市村です。種類の豊富さや品質の高さから、個人の買い物客だけでなく飲食の固定客もついて売り上げを伸ばしています。朝市村・夕ぐれ市での売り上げは年間約 800 万円、地元での直売などを含めると約 1600 万円まで売り上げるようになりました。

当初から地元の伝統野菜「あじめこしょう」というとうがらしを栽培していましたが、2011 年に農林水産省の六次産業化認定を受けて、あじめこしょうを使ったラー油やみそ、乾燥野菜などの加工品作りにも力を入れています。

3. オーガニックマーケットを通した就農支援

朝市の会場で「有機で就農したい」と希望している人の相談を受けるようになって 5 年経ちます。

本人の希望を聞き、朝市村のメンバーを中心とした研修先を紹介、研修を受けて就農した後は朝市村で販売し、他の販路についても相談を受けてサポートするという流れができました。朝市村で相談を受けて就農し、出店するようになった農家は現在 14 軒あり、8 人が現在研修中です。

就農希望者の数は景気に左右される傾向があるようです。リーマンショックの時期は毎回 2～3 人が相談に訪れていましたが、青年就農給付金が始まる以前だったため、「研修には給料が出ない。就農には資金が必要で、就農しても生活が成り立つだけの野菜が収穫できるまでには時間がかかる」と話すと、あきらめてしまう人がほとんどでした。

最近、相談者は1か月に2〜3人程度に減っていますが、人数は減っても少数精鋭。農業体験のない状態で農家を志す人は減り、リサーチをしたうえで農家になる覚悟がしっかりしてからやってくる人の割合が増えていると感じます。

ここ2年、就農後着実に出荷量と売り上げを増やしていく人が増えていますが、それには就農給付金が大きく影響しています。

朝市村は愛知県の研修機関に認定されており、45歳以下で愛知県内での研修と就農を希望する人であれば青年就農給付金（準備型）を受けることが可能です。おかげで研修や就農準備に集中できるうえ、就農のための資金を貯めることができる状況になっています。

また、朝市村に長年出店してきた研修受け入れ農家にとっては、研修生を受け入れるために自らの体制を整えることが必要となると同時に、農業初心者を目を通して自分の農業を見直すことにもなり、作目や農園の運営方法の見直しなど、新たな展開が生まれるきっかけにもなっています。

4. 増える有機新規就農者——岐阜県白川町

岐阜県南部に位置する白川町は、都市部の就農希望者が移り住み、年々新たな有機農家が増えている元気な地域です。

この町で就農する人が増えているのには、いくつか理由があります。ひとつは就農者を支援する地元コーディネーターの存在です。地元の有機農家を中心としたNPO法人ゆうきハートネットの西尾勝治さんや中島克己さんらは「就農したい」という相談を受けると、家や田畑を探して世話をします。就農直後の収入が少ない時期の現金収入確保のために、地元の養豚場や福祉施設などでのアルバイトまで紹介する行き届いた支援です。ゆうきハートネットが10年以上前から有機の里づくりに力を注いできたことによって、地元には有機農家を受け入れる素地ができていることも大きな力となっています。若い人たちが有機農業に取り組む姿や栽培状況を見て、慣行から転換した農家もあります。

2006年から2013年の間に有機で就農した農家は14軒、隣町で就農しゆうきハートメンバーになっている2軒を加えると、16軒が同町を中心とした地域に移り住んでおり、およそ2/3にあたる11人は現在30代です。朝市村経由では6人が就農しています。

西尾さんらにお世話になって移り住んだ人たちが、参入者の面倒をみていることも定着の一因でしょう。就農者同士良い仲間になり、助け合いつつ有機農業に取り組んでいます。

2010年にはゆうきハートネットが国の有機農業モデルタウン事業の支援を受けて、町内に研修施設「くわ山結びの家」を建設しました。ここで寝泊まりしながら長期の研修を受けることができ、研修受け入れ体制も整いました。

有機での新規就農者にとって最大の問題となる販路についても、基礎部分が整っています。米は「はさかけトラスト」、大豆は「大豆トラスト」という形で、栽培前に収入が確保できます。名古屋を中心とした宅配組織でも販売しています。

また、白川町から車で 2 時間の朝市村での販売は、質が高ければある程度の収入が確実で、買い物に訪れる飲食店などの新たな販路に出会う機会ともなります。都市の人たちから野菜への感想を聞き会話することを通して、新米農家は成長していきます。近い将来のグループ出荷に備え、販売グループ形成の準備にも着手しています。

5. 中山間地域を受け継ぎ育む就農者

白川町で新規就農した人たちを、数字で見してみましょう。同町の世帯数は 3207 軒（2014 年 10 月現在）なので、有機で就農した 14 軒は全体の 0.44%に相当します。年度内にもう 1 軒増える予定があります。

新規就農した人たちの多くは独身時代に移り住み、町外の人と結婚・出産しているため、2007 年以降人口は 34 人増えました。若い人たちが加わり子どもを産むことで、平均年齢も引き下げています。

白川町に移り住み、有機農業に取り組んでいる人たちを紹介します。

1) 山仕事を柱に、山の恵みを生かした料理教室を開く

2011 年に白川町で研修をはじめた加藤智士さんは、東京でのサラリーマン生活の後、出身地の愛知県に戻り農業大学校の雇用促進研修に参加。研修期間中に有機農業を知り、志すようになります。朝市村に就農相談に訪れたときにはすでに、「山が近くにある山仕事ができ、水がきれいな寒冷地で米と豆を作りたい」という明確な目標を持っており、白川町は彼の目指す農業に最適な場所だったので、すぐに研修地が決定。「くわ山結びの家」で生活していた研修中に、現在生活している家を見つけることができました。

2012 年に就農して間もなく、研修中に手伝いで訪れた朝市村で出会った女性と結婚。翌年長女が産まれました。集落の集まりに出たところ、「この子は集落みんなで育てる」と言われたことが「本当にうれしかった」と話します。子どもは言葉通り周囲の人に見守られながら育っており、年内に 2 人目の子どもが産まれる予定です。

彼が就農したのは集落営農がさかんな地域であるため、家の近くでまとまった広さの田畑を借りることができずにいましたが、来年春には少し離れた地域で借りた田んぼでの米作りを始めます。すでに家の裏山で栽培している原木椎茸は、ほだ木を現在の 1600 本から 3000 本まで増やします。

オーガニックカフェで料理の作り手をしていた奥さんの料理教室や加工品作りも人気で、生計を支えるもうひとつの柱になっています。将来は農家レストランを開く構想があります。

2) パン作りの修行後に就農し半農半パン屋で暮らす

加藤さんが生活していた研修施設「くわ山結びの家」の隣には、「ビーンズ」という天然酵母パンの店があります。この店を営む高橋和男さん・雅子さん夫妻は、地域に不慣れな研修生の日常生活を細やかにサポートしています。

和男さん自身も 1996 年に名古屋から移り住んだ就農者です。ライフスタイルとして農業を選んで就農すると決めたとき、「農業だけで食べていくのは難しいから、手に職をつけてから就農しよう」と考え、パン屋さんで修行してから移り住みました。

店の隣にある畑でぶどうを栽培し、そのぶどうで天然酵母を作ってパンを焼いていますが、名古屋からやってきた就農者たちの間で「ビーンズのパンは名古屋の有名店よりおいしい」と定評があります。「なごみ農園」として野菜を栽培し、パンに使う小麦の一部も作っています。

3) 半農半 X で街と地域を結び、就農者をバックアップ

大学で建築を学んだ塩月洋生さんは、稲わらのブロックを積み上げて表面に土を塗り重ねて仕上げる「ストローベイルハウス^{※2}」という家づくりを知り、「せっかく作るなら無農薬の稲わらを手入れしたい」と考えたことをきっかけに、米作りに興味を持ちました。同じころ米のトラスト^{※3}をはじめようとしていた岐阜県白川町の西尾さんと朝市村で出会い、2006 年「はさ掛けトラスト^{※4}」を立ち上げます。

名古屋から白川町に通ううち、「白川町に住みたい」と思うようになり、2 人目の子どもが生まれた直後の 2007 年に移り住みます。洋生さんは、はさ掛けトラストの事務局や農業だけでなく、自然素材を使った「心地よい空間づくり」を目指す建築や、手ぬぐいなどのデザインの仕事も並行して行う半農半 X で生活しています。

洋生さんと妻の祥子さんは、「自分たちは西尾さんや地域の人たちのお世話になって地域に定着できたから、新しい人たちは自分たちがお世話する」という思いで参入者の面倒をみており、後から移り住む人たちにとって、ありがたい支援となっています。

※2 ストローベイルハウス：断熱性・調湿性・遮音性にすぐれ、持続可能な建築として人気がある

※3 トラスト：「信託」という意味。会員が農家を信じて作付前に出資する方法。農業や農地を守る運動でもある

※4 はさ掛けトラスト：会員は田んぼ 30 坪を一口として年会費 3 万円をあらかじめ出資。収穫した米は不作豊作に関わらず会員で均等分配。一口につきおよそ 35～42kg が目安。会員は「田植え」「草取り」「稲刈り」「はさ掛け」「ストローベイルづくり」などの作業に参加する

4) 1000 本プロジェクトで都市の人を地域に呼び込む

名古屋で大手メーカーの研究開発に携わっていた伊藤和徳さんは、仕事のかたわら半農半 X で知られる塩見直紀さんの田んぼに通い、「1000 本プロジェクト^{※5}」に参加したことをきっかけに農業を志します。

八ヶ岳で研修を受け、ストローベイルハウスやはさ掛けトラストを通してつながっていた塩月さんとの縁で、2010 年白川町で就農します。家や畑は、西尾さんの小学校時代の同級生から借りることができました。名古屋の友人がたくさん農場に訪れ、一緒に農作業をするようになっていきます。2012 年には祥子さんの友人と結婚、子どもも生まれました。販路の柱は野菜セットです。

2014 年には自らも 1000 本プロジェクトに取り組みしましたが、夏前に病気で入院することに。塩月さんや西尾さんら周囲の人たちが本人の知らないうちに野菜を収穫して販売するなどして支

え、幸い短期間で退院することができました。「病気だけでなく、冬に雪でハウスがつぶれたときにも助けてもらい、近くに有機農家がいること、人のつながりがあるありがたさを感じた年でした」

※5 1000 本プロジェクト：1 本の稲から茶碗約 1 杯のごはんができる。1 人 1000 本植えれば、1 日 3 食 365 日分のごはんになるという考えから生まれた 1000 本の苗を植えようという呼びかけ

6. 中山間地における有機農業の可能性

生産性・効率性を優先し、単作もしくは 2～3 品種を大量に作って出荷する農業は、農地が狭く、一枚ごとに条件が大きく異なる中山間地には向きません。中山間の小さな畑一枚ごとに抱えている条件を最大限に生かした適地適作を探りながら向き合う有機農業こそが、中山間地の力を発揮できる農業だと実感しています。

他地域からあえて中山間に移り住み、これまでの経験を生かしながら農業に取り組む人たちは、その地域の良さを感じ取ったからこそ、自分の暮らす場所として選んでいます。だからこそ大切な場所として慈しみながら生活していきたいという思いは強いですし、さらに良い地域にしたいという思いも持っています。地域の人たちがそうした思いを受け入れて一緒に歩いていけたら、中山間地がもっと魅力的な場所になり、若い人たちも移り住んでくるでしょう。将来、彼らが地域のリーダーとして、中山間地のけん引役になっていくのではないかと感じています。

中山間地だからこそ有機農業を通して実現できることは多く、たくさんの可能性を秘めていると確信しています。

オアシス 21 朝市村 吉野隆子村長

【毎週土曜日、午前 8 時半。10 年続く朝市が、農家と消費者を結ぶ。】

●栄に とれたて有機野菜市

——有機農家が集まる朝市村が 10 周年を迎えます。

「最初のころは、出店が 4 農家だけというときもあったけれど、いまは 30 前後。お客さんには、有機だからというばかりでなく、おいしい、保存がきくという理由で買いに来る人もいる。街の真ん中で朝市を開くことで、生活の中に入り込んでいるのかもしれない。出店希望が増え、名鉄百貨店本店前と南生協病院（名古屋市緑区）でも、平日に開いている。飲食店や福祉施設から配達をお願いされることも多い」

●新規就農者の販路開拓応援

——始めたきっかけは。

「『土曜日の朝ににぎわいをつくりたい』と、オアシス 21 側から声をかけられた。市民団体のスタッフなどとして有機農業にかかわってきたが、新たに農業を始めた人が一番困るのは販路の開拓。お客さんも、有機野菜が欲しいと思ってどこで買えるか分からない、という状況だったが、両者が街の真ん中で出会えた。朝市が軌道に乗ったところから、新たな登録は新規就農者に限っている」

——どんな人が新たに農業を始めるのですか。

「若い人が増えている。街で見かけそうな女の子が、畑近くに古い家を借りて床が抜けても『農業が楽しい』って言ってる。自動車メーカーを辞めて、食べ物の仕事がしたいと野菜づくりを始めた人もいる。自然の中で働きたい、食に興味がある、と動機はさまざまだ」

「土地も販路もない、という中で始める人も多くて、朝市がそういう人たちを支援する場所になっている。それぞれの地域に有機農家は少ないけれど、朝市村来ると仲間がいて、分からないことを聞いたり、お互いの畑を見に行ったりしている」

●生産者の思い 店頭で伝える

——有機農業との縁は。

「高校生のときに体調を崩したとき、玄米菜食を 1 年間続けたらよくなった。子どもながらに食べ物の力ってすごいな、と思って。夫の転勤で名古屋に来てから、有機野菜の宅配サービスのスタッフとして事務を手伝ううちに、のめり込んでいった。土づくりにこだわったり、販路を自分たちで探したり、生産者が頑張る姿も魅力的だった」

——政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉を進めるとともに、「強い農業」のために大規模化などを進めようとしていますね。

「朝市村の農家は、自分や家族の手が行き届く範囲でやりたいという人も少なくない。生産者グループをつくり、助け合って出荷を増やすのがいい形ではないか。宅配に出す野菜セットをつくるには、年間 50～60 品目をつくるのは当たり前。グループなら分担できるし、大量の出荷が必要なときも連携できる」

「朝市では生産者が育てた野菜などを自ら売り、思いや特徴を消費者に伝えることもできるし、いいものをつくれれば売れる。お客さんの7～8割はリピーター。そのおかげで、若い生産者が生きていけるんだなって感謝している。『消費者とつながっているからTPPが来ても怖くない』って言っている農家も多い」（高橋諒子）

《よしの・たかこ》

神戸市生まれ。学習院大卒業後、総合商社に約5年間勤務。環境市民団体スタッフなどを経て、2004年に朝市村をオープン。東海農政局の有機農業推進委員会委員も務める。57歳。

《オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村》

毎週土曜日の朝にオアシス 21（名古屋市東区）で開かれる。午前8時半～11時半に、毎回約30の農家が出店し、有機栽培の野菜、果物や加工品などを生産者自らが販売。毎回約1千人が来場する。2004年10月に始まり、登録農家は約60。

朝日新聞（2014年9月14日）

中山間地農業を考える——農山村は消滅しない

大江 正章

コモンズ代表、ジャーナリスト、全国有機農業推進協議会理事

1. 増田レポートとは何か

1) 一貫した政財界（+政府系マスメディア）の方針

- ① 増田寛也+人口減少問題研究会「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」（『中央公論』2013年12月号）
 - ② 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「成長を続ける 21 世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」2014年5月8日
 - ③ 増田寛也+日本創成会議・人口減少問題検討分科会「提言ストップ『人口急減社会』」（『中央公論』2014年6月号）
 - ④ 増田寛也編著（『地方消滅』中公新書、2014年8月）
- ・ 日本創成会議・人口減少問題検討分科会2名の有力元事務次官＝岡本保・元自治事務次官、丹呉泰健・前内閣官房参与（元財務事務次官）を含む
 - ・ 増田氏＝政府の経済財政諮問会議「選択する未来」委員会（会長：三村明夫日本商工会議所会頭）の委員
 - ・ 中央公論社の実質的オーナー＝渡邊恒雄読売新聞グループ会長

2) エスカレートする表現

- ・ 2040年、地方消滅→消滅可能性都市896→消滅する市町村523→地方消滅
- ・ 人口減少問題という危機に乗じて「農山村たたみ」（小田切徳美氏）を目論む「農村版ショック・ドクトリン」。農山村つぶしの「毒薬」。

3) 「提言ストップ『人口急減社会』」の内容

- ① 若年女性の減少
 - ・ 2010年の国勢調査をもとにした日本の地域別将来推計人口をベースに、2010～15年の人口移動が変わらない場合の、市町村ごとの2040年の若年女性（20～39歳）人口と総人口、前者の減少率を示し、若年女性人口が半分以下に減少する896自治体を「消滅可能性都市」と規定
 - ・ 秋田県を筆頭に青森・島根・岩手・山形各県は8割以上、24道県は過半数が該当
 - ・ うち523自治体は人口1万人以下になり「消滅可能性が高いと言わざるを得ない」

② ストップ少子化戦略

- ・ 若者が自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てることができるような社会をつくる
- ・ 国民が希望する合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均数）を 1.8 と推計し、その実現を目標

③ 東京一極集中への歯止め

- ・ 「選択と集中」を徹底させて、「若者に魅力のある地域拠点都市」を中核とした「新たな集積構造」を構築

④ 長期ビジョンと総合戦略の策定

- ・ 官僚の作文

4) 『地方消滅』の内容

- ① 2013 年 12 月から発表してきた文章、提言、対談などをまとめたにすぎない
- ② 唯一の書き下ろしの章「地域が活きる 6 モデル」で紹介されているのは産業誘致型やベッドタウン型など旧態依然のモデル。筆者（増田氏ではない）自身が「企業経営に大きく左右されるリスクがある」「高齢化が一気に進むことへのリスクも懸念される」と告白
- ③ 産業開発型のモデルは、きわめて特殊な農業形態の大潟村（秋田県）などであり、とても普遍化はできない
- ④ 全体をとおして、「若者に魅力のある地方中核都市」とは何か具体化されていない

5) どこが間違っているのか

- ① 「若年女性半減＝市町村の消滅」というのは乱暴な推計
- ② 人口 1 万人以下の場合、なぜ「消滅可能性」が「消滅」に変わるのか
- ③ 人口移動に関して、東日本大震災以降に顕著になった若者の農山村移住志向・田園回帰をまったく考慮していない。たとえば、若年女性人口減少率 20 位の神山町（徳島県）には IT 系企業が相次いでサテライトオフィスを開き、若者たちが充実した仕事と暮らしを営んでいる
- ④ 「消滅市町村」トップの群馬県南牧村には、2012 年度以降に 14 世帯 26 人が移住
- ⑤ ・ 「消滅可能性都市」が 8 割以上とされた島根県では、山間部や離島の複数の町村で最近、人口が社会増（海士町、邑南町、飯南町、美郷町）。
・ 島根県中山間地域研究センターが行った公民館区・小学校区単位の調査では、全体の 33% で 4 歳以下の子どもの数が増えており、とくに山間部が目立つ。

6) 増田レポートの本質

- ① 時代遅れの経済成長優先政策の反映
 - ・ 世界でもっとも企業が活動しやすい国」をめざす政府にとっては、人口と資本の都市への集中が望ましく、地産地消や帰農、まして脱成長志向は目障りきわまりない
 - ・ 「日本再興戦略」で見られる「稼ぐ力」の連呼、113 回も登場する「投資」

- 「若者にもっと稼がせる」ために必要なのは、産業と都市。
- 首都圏・関西圏は国家戦略特区とオリンピックで「稼ぐ」
- 農山村から地方都市へ人口を移動させる

② グローバリゼーションへの対応と体制刷新

経済構造の刷新＝TPP 参加――家族農業不要

統治機構の刷新＝道州制の導入――農村自治体不要

国土構造の刷新＝オリンピックと国家戦略特区による国際都市化――農村空間不要

2. 田園回帰を進める三つの戦略――若年女性人口が増えた「消滅市町村」邑南町

1) 女性と子どもが輝くまちづくり

「私は女性と子どもの貧困が最大の課題だと思っています。女性を大事にしなければ、少子化問題は解決しません。出産と子育ての環境を整えて、女性にやさしいまちをつくろうと考え、不在だった産婦人科医を招き、妊婦検診も 16 回まで無料にしました。このころから、U・I ターンが少しずつ増えてきたのです」（石橋良治邑南町長）

直近 5 年平均の合計特殊出生率は 2.20、2013 年は 2.65（日本の平均は 1.43）

中学生以下の医療費、第 2 子からの保育料、保育所の給食費が無料

小中学校の統廃合は原則、行わない

日本一の子育て村構想

18 歳以下の人口を 11 年間で 140 人増やす

日本一の子育て村推進基金で 2 億 5000 万円を積み立て

シングルマザーにやさしいまち――役場や病院で働き、町の男性との再婚も

2) A 級グルメのまちづくり

「地方で女性が働く場と言えば、これまでは福祉・介護関連でした。でも、高齢化は頭打ちになっていく。食にかかわることは多いし、広がりがあります。小さな仕事でいい。それがいくつもあることが大切。そして、仕事をとおした社会貢献を忘れてはいけません」（石橋町長）

A 級グルメ――ここでしか味わえない食や体験

地産地消の食材で作った美味しい料理（米、牛、豚、野菜、ハーブ…）

発信基地＝観光協会直営レストラン ajikura（味蔵）

年間売り上げ 3200 万円、客数 2 万 4000 人

地域の人が喜んで農産物を作り、地元にお金が落ちる仕組み

誇りや自信を町民が取り戻す意識改革の運動

3) 耕すシェフと地域おこし協力隊の活用

耕すシェフーレストランでの調理に加えて、無農薬で野菜や米を育てる

「人間を耕し、地域を耕す」

14名の地域おこし協力隊

耕すシェフ 6名

地域クリエイター 1名 飲食店のプロモーションビデオ制作など情報発信

アグリ女子 1名 野菜やハーブの栽培、販路開拓

アグサポ隊 4名 就農に向けて技術と経営感覚をみがく

食の学校ー地元の食文化を育む

耕すシェフ向けの洋風料理、町民向けの伝統料理、小中学生向けの初級

4) 移住者への手厚いサポート

定住支援策

定住支援コーディネーター移住者の気持ちができる I ターン者を採用（異動なし）

定住促進支援員地域の事情に精通した地元住民

移住後の細心のフォロー

住宅の新設と空き家の改修

仕事の紹介ー役場に求人情報を掲載

2010～13年度で96世帯150人が移住（I ターン 94世帯、児童24人、役場経由のみ）

2010～14年で、20～39歳の女性人口が13人増加（801人→814人）

5) アクションプランの達成状況

	2015年度数値目標	2013年度現在
食と農に関する起業家	5人	24人（農家民宿、農家レストラン）
定住人口増加	200人	128人
観光入り込み客数	100万人	92万人

6) 今後の課題

① やや急ぎすぎ

中途辞退者や休職者も出現

② 移住者の起業は容易ではない

前述の24人は地元住民

③ 農業研修制度が慣行農業で成功の見通しが低い

ajikura や島根県農林大学校、地元病院などと連携した有機農業への転換が重要

若者の有機農業や半農半Xへの強い関心を活かす

3. 自治体主導の資源循環とアンテナショップ——福井県減少率1位の池田町

1) アンテナショップを福井市内にオープン（1999年7月）

兼業農家の女性で「101匠の会」を結成

自家用野菜の作付けを増やして出荷、主婦の腕を活かした加工品も

運営は池田町農林公社、休日は年間数日、毎朝集荷、出荷者160人

約2倍になった売り上げ（2000年度＝6900万円、07年度＝1億3900万円）

2) ゆうき・げんき正直農業（2000年度から）

野菜を対象にした町独自の認証制度

黄色＝低農薬・無化学肥料栽培

作物ごとに、農薬は1回まで、除草剤・化学肥料は不使用の場合に交付。

作物ごとだから1畝からでもでき、とっつきやすい。83人（－16）

赤色＝無農薬・無化学肥料栽培

各圃場（畑）ごとに、農薬・除草剤・化学肥料をまったく使わない場合に交付。毎年最初の申請時に生産者が宣言する。62人（＋25）

青色＝完全有機栽培

3年間連続して赤色の交付を受けた圃場に対して4年目から交付。29人（＋7）

＊数字は2008年度（増減は2006年度との比較）

3) 食Uターン事業（2003年度から）

あぐりパワーアップセンターを設立

畜産農家の牛糞、近隣地域の籾殻、町内家庭の生ごみで堆肥「土魂壤」を製造・販売

各家庭でステーションへ持参、NPOの環境Uフレンズが回収・輸送

一人あたりごみ排出量は県内最小、リサイクル率は県内トップ

4) 生命にやさしい米づくり運動（2006年度から）

農業組生産額の4分の3を占める米を対象にした町独自の認証制度

極＝無農薬・無化学肥料米2.5ha、支援金10aあたり8000円

匠＝減農薬・無化学肥料米（農薬4成分まで）85ha、6000円

真＝減農薬・減化学肥料米（農薬4成分まで化学肥料5割以上減）30ha、3000円

販売組織を設立。通常の2倍近い米価を実現

5) あたりまえがふつうにあるあるまち

「池田町には一流の自然も高級な食材ありません。でも、日本人が見過ごし、失いかけた「ふつうの暮らし」「あたりまえの営み」が生き残っています。日本の社会が取り戻そうとしているモノは、私たちのまちの「ふつうであたりまえのモノ」ではないでしょうか」（町政要覧の町長のメッセージ）

4. 農山村は消滅しない――これからの地域づくりのポイント

- 環境と自治を重視した持続可能なまちづくり
- 経済成長路線の帰結が低出生率――子どもを育てにくい社会
- 農山村自立発展ゆたかさ魅力モデルの紹介（小川町・上勝町・二本松市東和地区…）
- 小規模だからこそ可能性がある

人口 1000 人あたり 2 組の定住増加で高齢化率や小中学校の生徒数が安定

- 地域密着人口（子ども、地域志向・社会派志向の若者、高齢者）を増やす
- 小さくともキラリと光る国・日本→小さいからこそ輝く地域・〇〇

参考資料

GOEN 農場の紹介（服部 晃・服部 圭子）

百姓たちが時代を創る 山形置賜自給圏の挑戦（農業協同組合新聞）

有機農業推進に関する法律

有機農業の推進に関する基本的な方針（農林水産省）

岐阜県有機農業推進計画（岐阜県）

岐阜県における有機農業の推進について（岐阜県農政部農産園芸課）

有機農業の現状と課題（有機農業参入促進協議会事務局）

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業の研修受入先をご紹介します

有機農業公開セミナー開催一覧

GOEN 農場の紹介

服部 晃・服部 圭子

所在地：岐阜県加茂郡白川町下佐見 1592

WEB サイト：<http://goenfarm.blogspot.com/>

岐阜県加茂郡白川町に 27 年前、名古屋から移住して、無農薬有機農業を始めました。お米、野菜、エゴマ、古代黒米を栽培、販売しています。今は、無農薬、無化学肥料は同じですが、炭素循環農法にも取り組み、持続可能な農業と食べた方に喜んでいただける作物づくりをしています。短期、長期の実習研修生も受け入れています。



栽培概要

夫婦 2 人で、年間約 50 種類の野菜（セット販売用）、米、黒米、エゴマなどを栽培しています。栽培規模は、水稻 70a、エゴマ 40a、野菜作 60a（うち、施設 10a）、平飼採卵鶏約 200 羽です。

栽培、養鶏の特徴

水稻は、無肥料で栽培を行っています。除草は代かきの工夫とチーン除草を行っています。収量は、10a あたり 5 俵半（周辺慣行栽培の 70～80%）です。

エゴマは、5 月下旬に種をまき育苗します。畑には 4 月下旬にキノコの廃菌床（C/N=26）を 10a あたり 2t 施用し、表層のみ攪拌します。苗は、6 月下旬に定植し、中耕除草を 2 回程度行い、10 月に収穫します。収量は、10a あたり約 80kg です。

養鶏は、トウモロコシを使用しない自家配合飼料で国産率 95%を達成し、ヒトとニワトリの健康に配慮した平飼採卵鶏です。

販路

野菜は、名古屋の共同購入会「土こやしの会」へのセット販売およびオアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村に出店しています。また、エゴマは、加工・搾油も行い、年間約 1t の搾油依頼を受けています。最近は、インターネットによる直接販売も増えています。その他、愛知県、岐阜県の生協に加工品を販売しています。



エゴマの栽培

研修生の受け入れ

新規就農をめざす人を研修生として、原則、3月から2か年受け入れています。NPO 法人ゆうきハートネットと連携して、栽培技術に留まらず、就農への支援も行っています。受入可能人数は3名までです。

研修生には、水稻は種まき・苗づくりから、収穫調整・販売までの全行程を、野菜は約50品目の露地および施設栽培から冬季の貯蔵技術・販売まで、エゴマは栽培・調整・加工・販売までを教えています。また周辺には、産直の無農薬栽培グループ「郷藏米」の生産者、トマト専業農家、しいたけ専業農家もあり、さまざまな栽培技術の習得も可能です。

これまでに、5名の方を研修し、うち2名は白川町内の近隣で、1名は隣接する東白川村で新規就農しています。

百姓たちが時代を創る 山形置賜自給圏の挑戦

米沢藩の上杉鷹山（1751～1822 年）の治世で知られ、また明治の初期、イギリスの旅行作家・イザベラバードに「東洋のアルカディア（理想郷）」と言わせた山形県置賜地方。長井市で米づくりと自然養鶏を営む菅野芳秀さん（64）らは、自給を基本とした当時の理想郷の再建を目指す。それは閉鎖的な理想郷ではなく、外に門戸を開き、そこから、新しい社会のあり方を示そうとする。これが、食料・エネルギーの自給を基本とした「置賜自給圏」である。

上杉鷹山は、「国は国民のために存在・行動するのが君主である」として、「国」が公的存在であることをしっかり認識していた。当時の「国」を支えていたのは百姓である。菅野さんと「置賜百姓交流会」の仲間たちは、「百姓」たちが主役の「国」（地域）づくりに挑戦する。

「百姓」の言葉は一般的にはネガティブなイメージを持つが、菅野さんは、これを「人が人として生きていく心構え」ととらえる。つまり大地に根差した農民として生き方である。

成田空港建設阻止や減反拒否など、さまざまな試練を重ねてきたが、農業を継ぐ決意をした背景に「地域のタスキ渡し」があった。

◆風土に先人の体温が

菅野さんが住む地域は水田と、西側に雄大な朝日連峰が横たわる農村地帯。だが山が急峻で保水力に乏しく、周辺の村にとって治水事業は稲作が始まって以来、最優先の課題だった。

いまでも多くの堤（ため池）があるが、その規模からみて、世代を超えた事業だったことが想像できる。

村人たちは、その恩恵を自分たちが享受することは考えなかった。次の時代の息子や孫たちのために汗を流した。「自分たちに続く世代が少しでも安んじて暮らせるために、率先して苦勞を引き受け、楽しみを先送りしできたのだろう」と菅野さんは言う。そう考えたきっかけは沖縄での経験にある。

1976 年、国定公園にも指定された海を埋め立てて石油基地をつくろうという計画に反対する住民の運動があった。その頃の沖縄には仕事がなく、多くの人が本土に働きに出ていたが、参加者の一人から「地元を逃げ出して後ろ向きに生きていたら、後に続く子孫も逃げてしまう。そこで暮らすと決めた人が逃げ出さなくてもいいように、みんなで地元をよくしていく。そういう生き方が俺たちの生き方だ」と言われた。

菅野さんにとって、地域をこのように未来の子孫につなごうとする脈絡のなかで語り、自分たちの人生をその過程としてとらえる視点は初めてだった。「地域を過去から未来に向けて生きようとする人々の共通の財産としてとらえている」。

大きなショックを受けた。

それから半年後、26歳の春、菅野さんは置賜の百姓の一人として生まれ育った長井市にいた。

「地域のタスキ渡し」、「楽しみの先送り」の目でみると、これまでと同じ風景が違ったものに見えた。体温が伴い、感情のこもったのとして感じられるようになった。

「地域の風土に感じる先人の体温と、次世代との間に生きるという、私の身体に掛かっているタスキを自覚した」と言う。ここに置賜の百姓として、菅野さんの原点がある。その目でみると、地域のさまざまな問題が見えてきた。高齢化の進展や荒廃農地の増加はもとより、食の生産と消費の分離、安全・安心への不安、そして農村や地域に住む人の自信喪失などである。

どうすれば生き生きとした地域社会をつくることができるか。これまでに参加したさまざまな社会運動、農民運動の中から、「循環型の生命系社会」「多様性を認め合う共生社会」、「地域の自立と自給」、「民主主義」、「地球的な視野」、「交流」、「家族農業」など、目指すべき組織・社会のイメージをつくりあげていった。

◆「土」は命の循環の和

そのイメージを実現する機会がきた。1980年代の終わりに長井市に「いいまちデザイン研究所」ができ、その「農業班」のメンバーの一人に菅野さんがいた。後に長井市の「レインボープラン」として実現した「生ごみ」たい肥化の事業の始まりである。

都市の廃棄物である生ごみを単にたい肥として処理するのではない。「生ごみを活用しながら、命の循環を大切にしたい地域社会をつくろうという事業だった」という。菅野さんの農業についての考え方の基本には「土」がある。

「作物は土の産物であり育った場所の影響を受ける。土が汚染されていれば、それを食べる人が汚染される。土の力が衰えると食する者の生命力、免疫力に影響を与える」と言う。ここに命の循環を見る。土は先人たちが山草や厩肥を鋤きこんで作ったもの。砂地に作物は育たない。しかし土なら育つ。「土は命の源だ」ということである。

だが現実には土の力が衰えていることを痛感していた。なによりも土を豊かにする家畜が少なくなり、厩肥が手に入らない。そこで、農村で手に入る生ごみのたい肥化を考えつき、そこから取り組むことになった。

菅野さんらが考えたレインボープランには、「循環」、「ともに」、「土はいのちの源」の理念がある。土から借りたものは土に戻すという「物質循環の環(わ)」と、町と村の人々の「連帯の和(わ)」を大切にして、行政の職員や一般の市民など、地域を構成する人々が「ともに」平等な立場で計画に参画する社会づくりである。

つまり「住民自治のまちづくりであり、地域の人と人のつながりを回復させること。これによって食と農との物質的循環を取戻し、人と自然のつながりを回復しようとする試みで、その仲人役が生ごみ」だというわけである。

現在、レインボープランには、市街地の5000世帯全員が参加し、分別して集めた生ごみをたい肥センターに集め、たい肥をつくる。たい肥は農家に販売する。市内の生ごみすべてを長井の土を豊かにするために使う。レインボープランのキャッチフレーズに掲げる「土づくりへの台所からの参加」が実現している。

◆生産者・消費者の区別なく

食とエネルギーの自給を基に新たな地域再生しようとする置賜自給圏推進機構の挑戦が始まっ

た。今年 8 月設立総会を開いて発足。長井市の循環型社会づくりをめざしたレインボープランの経験を生かし、置賜地方のすべての市町村、生産者、消費者などが、それぞれの垣根を超え、今日にふさわしい新しい人と人の関係づくりを目指す。

菅野さんは生産者と消費者を対峙する考え方に疑問を持つ。「食べ物の消費者はたい肥の生産者であり、たい肥の消費者は食べ物の生産者となる」。みんなが農業と土に対する当事者であり、これが「本当の食と農を分かち合う関係だ」と言う。ここに新しい生産のあり方、暮らしのあり方を見つけ出そうとする。

そのための必要な条件を挙げる。ひとつは「目先の経済性よりいのちの世界を優先させること、未来の人たちと共有するいのちの資源、すなわち土の健康を守ること」である。

2 つ目は、誰でも、どこでも農（業）を織り込んだ暮らしのできる農地活用制度への転換である。それは環境・循環・健康・福祉・自給・教育・医療などを織り込んだ新しい農（土）と人々の関係をもう一度農地利用の柱として政策化することである。そして 3 つ目は人々の暮らしと地域の田畑が有機的、自立的につながることである。

この考えは、菅野さんや仲間の置賜百姓交流会、さらには長井市のレインボープランにかかわってきた仲間たちによって、今年 8 月に発足した「置賜自給圏推進機構」に引き継がれる。

◆食と農の「自給圏」実現へ

置賜地方には豊かな自然と、地域資源の豊かなストックがある。推進機構に名乗りをあげた自治体は、米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹村、小国町、飯豊町の 9 市町からなり、面積は東京都区の 5 倍近い約 3000 平方キロで、人口約 21 万人。幕藩体制の米沢藩の版図と重なる。

日本海に流れる最上川の上流に位置し、北方を除く 3 方を山に囲まれた置賜平野は豊かな水と農地に恵まれた地域である。また、農業と地域産業の振興で自給力をつけて度重なる飢饉を乗り越える一方、最上川の水運を利用して江戸や上方と交流するなど、上杉鷹山以来の自主・自立の精神の伝統が残る地方でもある。

しかしこの地方も、近來の効率優先のグローバル経済のもとで、地元の中小企業や家族経営が危機に陥り、地域経済の先細りが進み、将来が懸念される。推進機構は、この状況を打破するため、置賜地方を一つの「自給圏」としてとらえ、圏外への依存度を減らし、地域資源を利用することで地域産業を興し、雇用の確保を実現しようというものである。

具体的な活動としては、

- [1] 地産地消に基づく地域自給と国内流通の推進、
 - [2] 自然と共生する安全・安心な農と食の構築、
 - [3] 教育の場での実践、
 - [4] 医療費削減の世界モデルへの挑戦
- の 4 つを挙げる。

このため推進機構は取り組むべき課題を 8 つに分け、それぞれ部会を設けた。それぞれの部会は以下の課題を検討する。

[1] 再生可能エネルギー部会

再生可能エネルギーの調査やシステム導入のための研修会、情報交換と研究発表など。

[2] 圏内流通（地産地消）推進部会

自給圏内の生産量や消費量の実態調査、学校給食・医療施設の地産地消の調査や地元小売

店や旅館、飲食店の実態調査など。

[3] 有機農業推進部会（ケミカルから有機へ）

有機農業の現状調査やモデル農家実証ほの公開、普及促進に関する課題の整理など。

[4] 教育・人材育成部会

「置賜学」・置賜自給圏推進講座の開講や地域エネルギー講座、グリーン・ツーリズムの受け入れ講座など。

[5] 土と農に親しむ部会（身土不二の農舞台）

普及展示圃および講座の開設。置賜伝統野菜の普及と種子の保存など。

[6] 食と健康部会

農医連携の普及や食と健康に関する講座や栽培方法別栄養素の調査研究、加工（漬物・干物）講座による普及など。

[7] 森林等再生可能資源の利活用研究部会

住とくらしの環境講座開設など。

[8] その他

年次数値目標の設定と事業実施の検証など。

民・官・学を挙げての取り組みである。呼び掛け人には、教育関係者や温泉旅館の女将さん、酪農組合、生協、国会議員などがなり、設立総会には置賜地方 8 市町や県、教育・農業関係者、国会議員、地方議員ら約 300 人が参加した。

◆グローバルズムに抗して

「食」を通じて「おきたま」を再発見する「置賜八食祭」（置賜の 3 市 5 町の食材や料理を発信する「食の桃源郷」おきたま 秋の大収穫祭）のポスター。「置賜はひとつ」の意識が育つ。「自給圏」といっても閉鎖的な社会をめざすものではない。菅野芳秀さんは「循環型社会づくりは、農業・農村に引き付けて次の時代を拓くという時代的条件に合っているのではないか。門戸を開き、世界に働きかけていきたい」と、自給圏の向こうに人と人のあらたなつながりの社会を展望する。

また呼び掛け人代表の、高畠町で有機農業を営む農民作家の星寛治（79）さんは、「IT 社会の便益と仮想現実では充たされない何かを求め、人々は再び大地に還り始めた。豊かな自然と土の香りの中で汗を流す営みから、人間としての生身の実感を取戻し、そして現地交流から生まれる新たなつながりに喜びと希望を見出そうとしている」と、自給圏の生まれた時代背景を分析。

その上で「グローバルズム、新自由主義に対抗し、国家主義に対する自主・自立の精神を基本とした自給圏であり、国内だけでなく広く世界に働きかけていきたい。いろいろなしがらみの垣根を超えて、新しい時代にふさわしい取り組みだ」と、機構に大きな期待を寄せる。

（農業協同組合新聞 <http://www.jacom.or.jp/> 2014.10.22）



農業協同組合新聞

有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。
 - 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（技術開発等の促進）

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（消費者の理解と関心の増進）

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（有機農業者と消費者の相互理解の増進）

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査の実施）

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

（国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

（有機農業者等の意見の反映）

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

- 2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

- 3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。

有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、これを公表する。

平成26年4月25日

農林水産大臣 林 芳正

有機農業の推進に関する基本的な方針

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。

有機農業推進法に基づき平成19年4月に初めて策定・公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となった。その結果、我が国における有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある。

こうした傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、以下に掲げる事項に基づき、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

有機農業は、多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることが重要である。

このため、地域の気象条件・土壌条件等に適合した技術体系を確立・普及するための取組への支援を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

また、先進的な有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれるとともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図っていくことが重要である。

このため、有機農業に関する技術体系の確立・普及や、農業者が有機農業による経営を安定的に行えるよう、有機農業の取組が対象となる各種支援施

策の積極的な展開を図ることが必要である。

また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大するよう、有機農業者や農業団体等と、当該農産物の流通業者、販売業者又は実需者その他の業者とが連携・協力することによって、実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）や地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）を推進することが重要である。

3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。

さらに、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要である。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の取組は未だ少ない状況にある。こうした状況にかんがみ、有機農業の推進に

当たって、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

これまでに、有機農業の推進に係る条件整備については一定の進捗が得られている。今後は、有機農業に従事している農業者に加え、有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、国及び地方公共団体は、有機農業推進法に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとする。

このため、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他関係者に係る目標を次のとおり定める。

2 有機農業の推進及び普及の目標

（1）有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれ、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業の一層の拡大を図ることとする。このため、おおむね平成30年度までに、現在0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、倍増（1%）させる。

（2）有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業については、基本的な技術の体系化が進捗していることから、今後は、地域の気象や土壌特性等を踏まえ、地域ごとに導入が可能な技術の体系化を進めることが重要である。このため、おおむね平成30年度までに、都道府県において、主要な作物を対象に地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を確立する。

（3）有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に関する技術及び知識は、地域の気象・土壌条件等に適合したものであることが重要である。当該技術及び知識の積極的な活用のためには、地域の先進的な有機農業者と連携し、その知見を活用することで、国や地方公共団体による研修をより実践的なものとする必要がある。このため、都道府県は、地域の普及指導センターや試験研究機関等に有機農業に専門的知見のある農業革新支援専門員その他の普及指導員を計画的に配置し、地域の先進的な有機農業者との連携を活用して普及指導活動を強化するなど、有機農業に関する普及指導体制を整備することとし、その整備率を、おおむね平成30年度までに100%とする。

（4）有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

(5) 都道府県等における有機農業の推進体制の強化

基本方針及び有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）に基づく取組を全国各地において進める。このため、都道府県にあっては、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに100%とする。また、市町村にあっては、各地域の有機農業の状況を踏まえつつ、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制を整備することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、これらの者が円滑に有機農業を開始できるよう、国及び地方公共団体における就農相談に加え、道府県農業大学校、有機農業の推進に取り組む民間団体等及び先進的な有機農業者による各種研修機会の拡大に努める。また、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に努める。

また、国及び地方公共団体は、その職員及び農業団体の職員に対して、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言を行えるよう資質の維持・向上に努める。このため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、例えば、就農相談を受け入れる先進的な有機農業者に関する情報その他必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

(2) 有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式

の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけるとともに、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努める。また、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に関しても、有機農業者の必要に応じた支援に努める。

平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用により、有機農業者の支援に努める。また、有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興の計画を策定した地域に対し、当該計画の達成に必要な支援に努めるとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であり、また、実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化の取組も重要となるため、地域ごとの慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努める。

国及び都道府県は、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や、優良な取組に関する情報の発信に係る取組への支援に努める。

（3）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促すとともに、eコマースの利活用や中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努める。また、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者や農業団体等との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築の支援に努める。

広域流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用や、卸売市場における有機農産物等の取扱いの拡大を積極的に働きかけるよう努める。

さらに、国は、有機JAS認証の取得の維持及び拡大を図ることとし、これに係る手続の簡素化等の支援策を検討する。

地域内流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、インショップ（小売施設、空き店舗等に開設された店舗又はコーナーをいう。）や直売所等による取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組による消費の創出・拡大に向けた支援に努める。

2 技術開発等の促進

（1）有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び地方公共団体は、互いに協力して、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術

を探索し、既に取り組まれている有機農業に関する技術の科学的な解明に取り組むよう努めるとともに、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するよう努めることとし、併せて、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の初期の経営の安定に資するよう、例えば、ほ場環境や土づくりの状態を把握するための土壌微生物相等に着目した科学的指標の策定や、有機農業者が使いやすい土づくり等の技術を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に資する重要な研究課題を設定し、これを推進するよう努める。

地方公共団体は、地域条件に適した有機農業に関する技術の研究開発や、他の地域の試験研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。また、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における試験研究に反映させるよう努める。

(2) 研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究開発の成果情報の提供に努める。

その際、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。また、有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対して、研究開発の成果や知見に基づく効果的な指導及び助言が行われることが重要である。このため、国及び地方公共団体は、先進的な有機農業者と連携して、農業革新支援専門員その他の普及指導員等に対して、有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修や提供情報の充実に努める。

3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）に基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針及び当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映並びに推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果

を高めるため、国は、これらの施策を担当する関係機関の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制の下、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

国は、地方公共団体、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする者の支援や、普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業に関するアドバイザーの導入について検討する。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究独立行政法人をはじめ、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握し、関係者間の情報共有や連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進

に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

岐阜県有機農業推進計画

平成22年3月24日

1 計画策定の背景

農業は、食料を安定的に生産・供給するという基本的な役割に加え、国土の保全や水源のかん養、自然環境保全、美しい景観形成などの多面的な機能を有している。

一方で、過去には生産性を過度に追求したあまり、農業資材の不適切な使用により地下水汚染や河川・湖沼の富栄養化などの環境汚染を引き起こす事例もあり、農業の多面的機能を発揮するためには、環境と調和した農業生産の取り組みが必要である。

このため、岐阜県においては、平成7年3月に「ぎふクリーン農業基本方針」を策定し、土づくりを基本とし化学合成農薬や化学肥料を削減する環境保全型農業の普及・定着を目指し、県、市町村、関係団体が一体となって推進してきた。

また、有機農業については、環境保全型農業の一形態として「ぎふクリーン農業基本方針」に位置づけるとともに、平成12年には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）」に基づく地方自治体初の有機農産物等の登録認定機関となり、その推進を図ってきた。

一方、有機農業の取り組みが未だ少なく、消費者や実需者の理解が十分でない状況を踏まえ、国においては、有機農業の確立とその発展を目指し平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年12月15日法律第112号。以下、「有機農業推進法」という。）」を施行し、平成19年4月には同法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）が策定・公表された。

こうした状況を踏まえ、本県における有機農業の一層の推進を図るため、有機農業推進法及び基本方針に基づき、有機農業推進施策を総合的に講じるための「岐阜県有機農業推進計画」を策定する。

2 計画期間

計画の期間は、平成22年度から概ね5年間とする。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて推進計画の見直しを実施する。

3 有機農業の定義

この推進計画において「有機農業」とは、有機農業推進法第2条に規定する、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とする。

I 現状と課題

1 本県における有機農業の現状

岐阜県が認証する有機農産物の認定事業者は、平成21年9月現在で9件、栽培面積14.5haとなっているが、有機農産物の認定事業者の数は、県の登録業務開始以降、一時的に増加した後は減少に転じており、生産の不安定や多くの労働力を要することに加え、適正な生産記録記帳への負担等から認定を取り止める事例もあり、認定件数は伸び悩んでいる。

また、ぎふクリーン農業表示要綱（平成11年10月1日）に基づく登録者のうち、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない農業者は、平成21年9月現在で47名、栽培面積69haとなっている。

表1 岐阜県認証の有機農産物・有機加工食品件数（平成21年9月現在）

年 度	12	13	14	15	16	17	18～19	20～21
認定累計件数	8	19	20	21	20	20	18	16
うち農産物	4	14	15	14	13	12	10	9

表2 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、ぎふクリーン農業表示制度登録者数（平成21年9月現在）

地 域	岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨	合 計
登録者数（件）	14	8	13	8	4	47

2 有機農業推進上の課題

（1）生産面の課題

有機農業に関する生産技術については、個々の農業者によって様々な技術が展開されているものの、体系的な技術は確立されておらず、多大な労力を要するほか、収量や品質などの作柄変動は大きく、生産は不安定なものとなっている。

また、有機農業に取り組む農業者が少なく、地域や農業者間のつながりも少ないとともに、有機農業者を支援する体制も十分でないことから、栽培技術や支援施策など、有機農業経営に関する情報が不足している。

さらに、有機農業を实践するうえでは、周辺農家との調整も不可欠であるが、有機農業に対する理解も十分ではなく、調整に苦慮する現状にある。

（2）消費面の課題

食の安全や信頼を揺るがす社会的な事件の発生により、食に対する消費者の不安感が増し、安全かつ良質な農産物に対する需要は年々高まっている。このような中で、有機農産物に対する潜在的需要は高まってきている一方で、有機農業が持つ自然循環機能の増進や環境負荷軽減への寄与等についての消費者の理解は十分とは言えず、消費者の低価格志向もあり、販売価格に対する生産者と消費者との乖離は依然として大きい。

流通・販売面においても、有機農産物が、生産量や品質面で画一的な市場流通になじまない中、安定的な販路の確保が課題である。

Ⅱ 有機農業推進の基本方向

有機農業の普及拡大を図るためには、農業者が有機農業により経営を安定して展開できる生産、販売環境を整備することが必要である。

このため、県は、以下の事項を推進目標とし、有機農業推進を図る。

＜推進目標＞

（１）有機農業に関する技術の開発等

有機栽培体系につながる栽培技術の開発や実践技術の調査収集に努めるなど、有機農業の技術の確立を目指す。

（２）有機農業者を支援する体制の整備

有機農業者、関係団体、行政機関等との連携を強化するとともに、有機農業取組を支援するための体制を整備する。

（３）有機農業に対する消費者の理解促進

有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを理解する消費者の割合を５０％以上とすることを旨とする。

Ⅲ 有機農業の推進施策等に関する事項

県は、有機農業に関する生産、消費両面にわたる以下の施策等を、有機農業者、関係団体等と連携しながら総合的に展開する。

１ 有機農業に関する技術の研究と普及

- （１）有機農業栽培体系の確立につながる代替技術の研究開発や実証に努めるとともに、各地域で実践されている有機農業実践技術の情報収集、体系化に努める。
- （２）国が行う研修などを活用して有機農業に対する専門的知識・技能を有する普及指導員の養成に努める。

２ 有機農業者等の支援

（１）有機農業の取組に対する支援

- ① 有機農業技術の導入のため必要となる機械・施設整備に対し、「飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業」をはじめとする各種補助事業や、農業改良資金などの融資制度により支援に努める。
- ② 有機農業を核とした地域振興計画を策定し、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、消費者に対する普及啓発等に取り組む地域に対する支援に努める。
- ③ 地域でまとまりをもった有機農業取組の拡大を図るため、「農地・水・環境保全向上対策」を活用した取組の支援に努める。

- ④ J A S法に基づく有機農産物等の登録認定機関業務を県として実施し、有機農産物表示の支援に努める。

また、ぎふクリーン農業表示要綱（平成11年10月1日）や特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく各種表示制度の活用支援に努める。

（２）新たに有機農業を行おうとする者への支援

- ① 新たに有機農業を行おうとする就農希望者が円滑な就農できるよう、県農林事務所において就農相談に対応できる体制整備に努める。
- ② 県農業大学校において、有機農業に関する講義等の実施に努める。
- ③ 先進的な有機農業者と連携した就農研修支援体制の整備に努める。

（３）生産者間の交流促進

有機農業者間で栽培技術等の情報交換や連携した販売、P R活動が推進されるよう、有機農業者のネットワークづくりの推進に努める。

3 有機農業に対する流通・販売業者や消費者の理解の促進

- （１）有機農業者、流通・販売業者との情報交換会の開催やインターネットを活用した啓発資料の情報発信等により、流通・販売業者や消費者への有機農業に対する理解の促進や販売体制の強化につながる取組の推進に努める。
- （２）食育や体験学習、都市農村交流活動を推進し、消費者や児童、生徒が有機農業に対する理解を深める取組の推進に努める。

4 有機農業の推進体制の整備

（１）県における推進体制の整備

有機農業者、流通・販売業者、消費者、行政組織及び関係団体等の連携を確保する体制の整備に努める。

また、県農林事務所において有機農業取組の支援を行える体制の整備に努める。

（２）市町村における推進体制の整備

市町村においても、国基本方針に基づき、有機農業の推進を目的とする推進体制が整備されるよう働きかける。

また、市町村に対し有機農業の推進に関する施策等についての情報提供を行い、情報の共有化を図る。

5 有機農業者等の意見等の施策への反映

有機農業者や消費者の意見把握に積極的に努めるとともに、生産、流通、販売及び消費動向等に関する調査を必要に応じ実施し、これらを施策に反映させるよう努める。

岐阜県における有機農業の推進について

岐阜県農政部農産園芸課

1. 現状

○ 県内の有機農業取組件数

	H22	H23	H24	H25
有機 JAS 認定	16 件	15 件	17 件	16 件
ぎふクリーン農業 化学肥料・農薬不使用	49 件	55 件	48 件	49 件
合計	65 件	70 件	65 件	65 件

環境保全型農業直接支払交付金 有機農業件数	—	29 件	29 件	35 件
面積		25 ha	24 ha	30ha

2. 推進状況 ～岐阜県有機農業推進計画（H22 年 3 月策定）の推進目標に沿って～

1) 有機農業に関する技術の開発等

① 県試験研究機関における課題設定

「甘長ピーマンの有機農業生産技術体系の確立」農業技術センター（H21～H24 年度）
（H23「有機農業を考える会」で成果紹介）

「小型除草ロボットを中核とした新たな省力型有機栽培システムの構築と現地実証」
中山間農業研究所中津川支所（H25～H27 年度）

② 県内の有機農業実践者の情報収集 → 事例集作成（H22 年度 県ホームページで公開）

2) 有機農業者を支援する体制の整備

<推進体制の整備>

- ・ 各農林事務所農業普及課に有機農業担当者を設置
※有機 JAS 登録認定機関の基準（ISO 基準）改正により、H24 年度から技術的指導は実施不可となった。
- ・ 「有機農業を考える会」の開催（H20 以降毎年度）→有機農業者同士の連携を確保
H21、H23 年度は流通・販売関係者を招いて意見交換

<取組支援>

- ① 有機農業を含む環境保全型農業の導入に必要な機械・施設整備への補助
- ② 環境保全型農業直接支払交付金による有機農業の取組支援（H23 年度～）
- ③ JAS 法に基づく有機農産物等の登録認定機関（H12～H26 年度（H26 年 12 月末廃止））
- ④ ぎふクリーン農業表示制度における化学肥料・農薬不使用区分の創設（H22 年度）

- ⑤ 農業大学学校教育計画への位置付け → 有機農業に関する講義 32 時間
- ⑥ 有機農業の新規就農者支援（緊急雇用創出事業（地域人材育成事業）H22～H23 年度）
→3 組織に委託し、H22 年度に 4 名、H23 年度に 5 名の有機農業の担い手を育成
- ⑦ ぎふ就農ナビ（県農業経営課ホームページ）で有機農業を含む研修生の受入れ情報の提供
- ⑧ 「有機農業を考える会」での有機農業者同士の交流や情報交換

3) 有機農業に対する消費者の理解促進

- ① 県農業フェスティバルで有機農産物を含むクリーン農産物 PR・販売コーナーを設置
（H25 年度を除く毎年開催）
- ② 消費者交流バスツアーの開催（H26 年度）

有機農業の現状と課題

有機農業参入促進協議会事務局

国民の有機農産物の志向と有機農業推進法の施行が相まって、国や都道府県など公的機関に有機農業担当部署が設置され、有機農業の実態把握や試験研究が進みつつあります。また各地で、官民協働の有機農業推進の取り組み事例が見られるようになりました。

有機農業を志向する就農希望者を支援するために、自治体など公的機関の有機農業への理解を深め、就農支援に向けて官民相互の理解と連携を進めるために、有機農業の現状と課題について紹介します。

【現状】

就農希望者の多くが有機農業を志向

2010年の農業就業人口は1985年の48%と、25年間で半減しました。しかも、新規就農者は激減し、基幹的農業従事者の65歳以上の割合が6割を超え、その平均年齢も66.1歳（2010年）と高齢化が進んでいます。その結果として、耕作放棄地の増加が進み、農業を行うことに限界を感じている人びとが増えています（図1）。

一方、非農家出身の就農希望者が大幅に増加し、その多くが有機農業を志向しています（図2）。

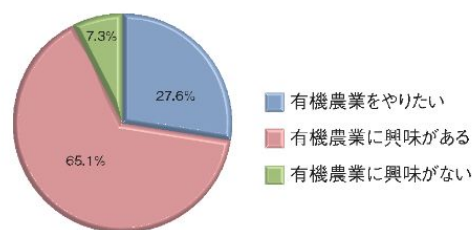
事実、有機農業実施者のなかで、就農と同時に有機農業を始めた例は有機農業実施者の43%あり、有機農業を始めて10年以下の人は有機農業実施者の41%を占めています（図3）。

その一因として、非正規雇用者の増加など産業構造・就業構造の変化や環境意識の浸透などによる価値観の変化、都市的生活から農村的生活への生活価値観の転換など日本人の自然・生活・社会意識全体の大きな変化が考えられます。また、有機農業実施者を対象とした調査結果によると、有機農業を始めたきっかけは、「安

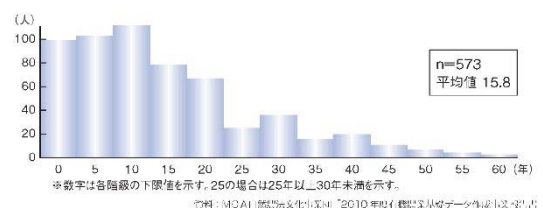
【図1】 基幹的農業従事者が減少し、高齢化が進む



【図2】 有機農業志向者は新規就農希望者の93%



【図3】 有機農業を始めてからの年数



全・安心な農産物を作りたい」「健康のため」「農薬による健康被害、農薬が嫌い」といった健康に関する事柄が上位を占めています（表2）。

有機農業に対する意識の変化

有機農業の就農希望者の大部分は、「有機農業は特別な農業ではない」という意識を持っており、有機農業実施者を、変わり者扱いしてきた旧来の農業関係者の認識との間に大きなズレがあります。

多くの新規就農者は「自分が食べるものを作る」「自分が食べる立場に立って作る」という意識から、できるだけ安全な農産物を作りたいと考えているようです。したがって新規就農者にとって、自分が目指す農業は農薬・化学肥料を使わない有機農業であると考えてるのがごく当たり前になっていると言えます。

また、「新規就農者の就農実態に関する調査」によると、農外からの新規就農

者（実家の農業経営とは別に就農した者も含む）のうち、「全作物で有機農業」（20.7%）と「一部作物で有機農業」（5.9%）とを合わせ 26.6%の人が、有機農業に取り組んでいます（図4）。

さらに、「有機農業は特別な農業ではない」と考える有機農家のなかには、個人的な生き方を追求するだけでなく、地域づくりや地域問題の解決など、社会性・公共性のある生き方を追求する姿も見られるようになってきました。その結果、埼玉県小川町、栃木県茂木町はじめ各地で就農者が周囲と連携し、有機農家を中心にした新たな地域づくりの動きが出てきています。

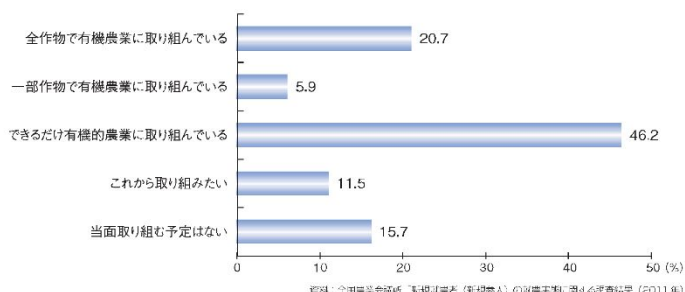
一方、慣行農家でも、その半数は条件が整えば有機農業に取り組みたいと考え始めていて、地域ぐるみで有機農業を目指す動きへの理解者も徐々に増えています（図5）。

【表2】 有機農業を始めたきっかけ

順位	要 点	割合(%)
1	他からの勧め・助言、他の有機農業実施者の影響	13.8
2	安全・安心な農産物を作りたい	13.5
3	(自分、家族、消費者の) 健康のため	13.5
4	親が有機農業をやっている、それを継いだ	7.0
5	農薬による健康被害、農薬が嫌い	7.0
6	環境保全に関心がある	5.2
7	本、雑誌を読んで(テレビ、ラジオを含む)	4.5
8	脱サラ、または定年退職後始めた	2.8
9	良質のものを求めて	2.5
10	自給自足するなら有機で、自分も食べたいから	2.3

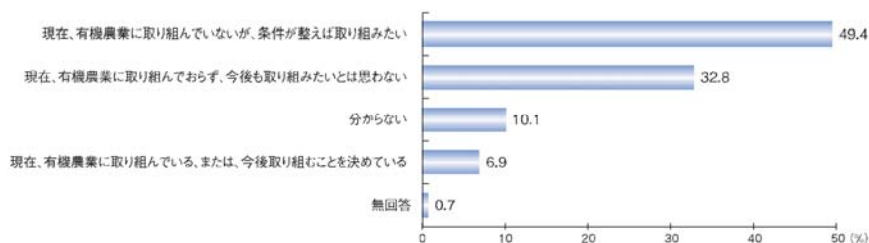
※順位は37人、空白を記入3つまで性別別、年齢階級の多い10項目、資料：MOA有機農業文化事業団「2010年度有機農業基礎データ作成実務報告書」

【図4】 農外からの新規就農者の27%は有機農業を実施している



資料：全農農業委員会「新規就農者（新規参入）の就農実態に関する調査結果（2011年）」

【図5】 条件が整えば有機農業に取り組みたい者が50%いる



資料：農林水産省「2007年度有機農業関係に関する調査結果（有機農業関係者）」

有機農業実施者は公的支援を受けることが少ない！

有機農業実施者は、補助金などの支援を受けることが少ない傾向にあります。受けられないと言うより、むしろ受けようとしなかったとも言えます。

有機農業実施者は、販路も自ら開拓するため、JAの組合員にならない場合が多く、公的機関の情報が入手しにくいことも、公的支援が利用されない一因になっています。

また、公的支援を受けようとしないう研修先で研修を受けた就農希望者も、公的資金を受けるのに億おっくうになりがちです。

【図 6】消費者の 63%が有機農産物に関心を示す



資料：日本有機農業研究会「有機農業への消費者の意識状況と「産直」に関する調査報告（2011年）」

技術の取得には研修が重要

有機農業の新規就農プロセスにおいては、公的機関を通して栽培方法が一般化された慣行農業と異なり、個々の農家に蓄積された栽培技術情報を手軽に入手できないため、研修が決定的に重要な役割を果たしています。

そして、一定期間の研修によって、農業と農村の現実をきちんと理解し、自覚と意欲を持って就農することが就農の成否を分ける重要な点です。

消費者の有機農産物への高い関心

有機農業に関する消費者の意識調査によると、近年の健康志向を反映して、消費者の約 6 割が有機農産物に関心を持っているという結果が出ています（図 6）。

実際、「有機農産物」「減農薬栽培農産物」などを扱っているスーパーをよく見かけるようになりました。また、全国的に「道の駅」や「産直市」などで販売される「生産者の顔が見える」農産物が注目されるようになってきています。これは、消費者が第一に有機農産物を選択するのではなく、まず生産者を選択し、その結果として有機農産物を購入するというケースが出てきているからだと言えるでしょう。

【課題】

急がれる技術の体系化

有機農業の栽培技術は、地域の自然条件や栽培者の自然観によっても異なり、さまざまです。しかも農家や民間の研究機関で試行錯誤を繰り返しながら開発されてきたため、同じ地域であっても、土壌や地形などの条件によって栽培方法が異なります。

しかしそのなかから、一般化できる技術も多くあります。有機農業に関する試験研究は始まったばかりですが、独立行政法人や都道府県の農業試験場で、有機農業の栽培事例の収集・整理やそれを実証するための試験研究が開始されています。

また近年、有機農業実施者や関係者による雑誌や著書も多く出版されるようになり、有機農業に関する情報が入手しやすくなっています。

民間の研修機関や農家の研修内容の充実

就農希望者の多くは農業についての知識や経験が乏しいため、研修先の考え方や栽培方法に影響を受けやすい傾向にあります。

有機農業の新規就農支援は、もっぱら民間の研修機関や農家自身によって進められてきました。しかし、有機農業の研修制度の現状は、種々の研修機関・個人が自らの考え方と経験に基づいて、試行錯誤しながら研修生を指導しているのが実情であり、改善すべき点は多々あります。

一方、非農家出身者で法人に就職して農業技術を身につける例が、有機農業志向者でも多く見られます。法人では農家に比べて農業規模が大きくなり、さまざまな部署で作業を分担します。法人での研修や就職希望者に対しては、農家での研修とは異なる点を理解してもらう必要があります。

農村の受け入れ体制の整備

新規就農希望者は、農村地域での住宅、農地の確保に苦労しています（図 7）。これは有機農業志向者にとっても大変なことです。

とくに、非農家出身で有機農業を志向した場合は相談先が限定され、数少ない情報をもとに相談に訪れる場合が多く見られます。いかなる栽培法であっても、やる気のある就農希望者には、分け隔てなく相談に乗れる体制が求められています。

つまり、新規参入者のための住宅、農地、公的な支援事業（補助金）、技術習得のための研修先などの「よろず相談」ができる体制は欠かせません。

販路の確保

就農後、やっと有機農産物ができるようになったのに、販売先が見つからないということがあります。有機農業実施者を増やすには、技術の確立とともに販路の確保が必要不可欠であり（図 8）、消費者との交流や流通関係者とのマッチングなど、有機農産物への理解を深めてもらい、需要を増やすことが大切です。

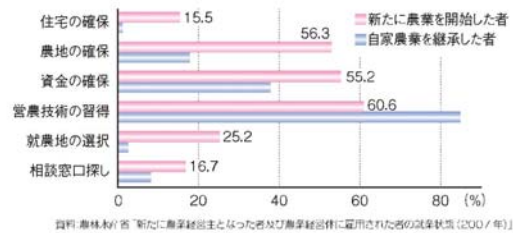
また、研修期間中に、栽培技術のみならず、経営管理や販売方法も習得できる研修先を選ぶこともポイントのひとつです。

【就農担当者に求められる有機農業志向者への対応】

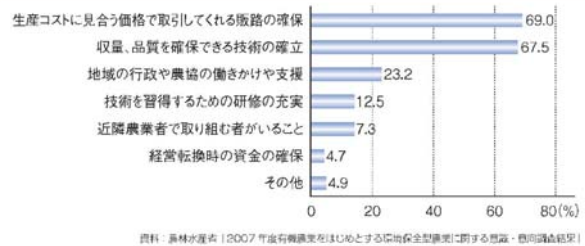
「職業選択と人生の転機が重なり合う」のが、新規就農の大きな特徴と言えます。

就農は単なる職業選択だけでなく、生き方の転換でもあるのです。サラリーマン生活を辞めて就農すれば、住む場所、生活サイクル、家族との関わり、地域とのつきあいなど生活全体が劇的に変わる可能性があります。その影響を考えれば、就農希望者が情報収集、相談、現地訪問、研

【図 7】 農業を始める者は、技術の習得、資金、農地の確保に苦労している



【図 8】 有機農業を始めるには、「販路の確保」と「技術の習得」が重要



修などに何年もかけて、家族と相談しながら慎重に就農準備を進めるのはむしろ当然のことと言えます。

就農後の暮らし方と都市的・サラリーマン的暮らし方を比較してみると、農業・農村の暮らしがそのまま、非農家出身の就農希望者の憧れを満たす条件になっていることが分かり、就農希望者が有機農業を志向していることにもつながっていると言えるでしょう（表3）。

先にも紹介したように、有機農業に関する情報は入手しやすくなっています。就農希望者の多くが有機農業を志向している現状を直視して、日頃より関連情報の収集を心掛けることが大切です。

新規就農者を育てたいと考え、実行している有機農業実施者や関係者が各地にいます。その情報を入手するためにも、都道府県の有機農業担当および各地の有機農業相談窓口と連携した対応が欠かせません。

民間と公的機関が協働で就農支援を行い、お互いの利点を引き出し、有機農業志向者に対応している事例がいくつかの地域で見られるようになってきました。たとえば、兵庫県の有機農業担当部署と兵庫県有機農業研究会では連絡を密に取り、有機農業を志向する新規就農希望者に対応しています。このほか農林水産省のホームページなどに掲載されている取り組み事例を参考に、それぞれの地域の実情にあった有機農業相談体制の整備が求められています。

有機農業参入促進協議会では、ポータルサイト「有機農業をはじめよう！」を通じて、各地の有機農業研修先、有機農業相談窓口をはじめ、有機農業相談会や講習会の開催案内を紹介しています。

【表3】 就農後の暮らし方と都市的・サラリーマン的暮らし方の比較

	就農後の暮らし方	都市的・サラリーマン的暮らし方
家族との生活	毎日一緒	日中別々
職場との距離	生活と仕事の場が一体	家から1時間以上もかけて職場に通う
食べ物の自給性	自分の食べる物を自分で作る	何もかも金で買わざるを得ない
食べ物の安全性	安心して食べられる食べもの	誰がどう作ったか分からない食品
労働内容	自然を相手に身体を使って汗をかいて働く	身体を使わない労働
自立性	自分で作ったものを売って生活する	人に雇われるサラリーマン

平成20年度生産調整総合対策事業有機農業参入支援事業（有機農業参入促進事業）報告書（2011年3月）57～61ページ 有機農業の新規就農の支援と課題（谷山吉光）を改定

『就農担当者のための有機農業就農支援ガイド』（有機農業参入促進協議会、2012年）p.6～p.10より転載しました。

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業をはじめるにあたって、どこに相談をしたらいいのかというのが最初の問題かもしれません。全国には有機農業の相談に応じられる団体がいくつもございます。各団体それぞれ特色があり、答えは様々ありますので、色々と相談してみてください。相談窓口情報の詳細は、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」yuki-hajimeru.net をご覧下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、とりあえず全国相談窓口にお問い合わせしてみてください。

都道府県	団体名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-2151
北海道	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
北海道	(公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場	01654-8-2722
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
岩手県	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO 法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
秋田県	公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
山形県	山形県農林水産部農業技術環境課	023-630-2461
福島県	(財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
福島県	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
福島県	NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会	0243-46-2116
茨城県	NPO 法人アグリやさと	0299-51-3117
茨城県	茨城県農林水産部産地振興課	029-301-1111
茨城県	NPO 法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO 法人民間稲作研究所	0285-53-1133
栃木県	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉渕町有機農業推進協議会	027-378-3111
千葉県	有機ネットちば	043-498-0389
千葉県	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	03-5320-4834
東京都	特定非営利活動法人 日本有機農業研究会	03-3818-3078
新潟県	三条市農林課	0256-34-5511
新潟県	にいがた有機農業推進ネットワーク	025-269-5833
新潟県	NPO 法人雪割草の郷	0256-78-7234
富山県	富山県農林水産部農業技術課	076-444-8292
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818

都道府県	団体名	電話番号
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800
静岡県	一般社団法人 MOA 自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村	052-265-8371
三重県	公益社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO 法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクール NARA	0745-82-2589
和歌山県	NPO 法人和歌山有機認証協会	073-499-4736
島根県	島根県農林水産部農畜産振興課	0852-22-6704
岡山県	岡山商科大学経営学部岸田研究室	070-5424-2729
広島県	食と農・広島県協議会	090-3177-0438
徳島県	(特非)とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	有機のがっこう「土佐自然塾」	0887-82-1700
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	096-384-9714
熊本県	NPO 法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771
大分県	NPO 法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場	0980-43-2641

※ 有機農業相談窓口の登録を希望される団体は、「NPO 法人有機農業参入促進協議会事務局（Tel/Fax：0263-92-6622）」までご連絡ください。

有機農業の研修受入先をご紹介します

NPO 法人有機農業参入促進協議会（有参協）は、有機農業の参入促進を担っている団体が構成員となり、「公的機関及び民間団体と協働して、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援すること」を目的として、本年４月に設立いたしました。構成団体のさまざまな活動情報を紹介するとともに有参協独自の活動を通して、参入支援情報の発信拠点としての役割を担っている団体です。

有参協では国の有機農業総合支援事業（有機農業参入支援データ作成事業）の補助金の交付を受けて、有機農業の実施者を増加させるための事業を進めています。この事業の一環として、有機農業研修受入先の情報整備を行ない、これから有機農業の研修を希望する方に、ウェブサイト「有機農業をはじめよう」（yuki-hajimeru.net）を通じて、希望者に適切な情報を提供しています。

有機農業の研修をされたり、受けられたりしている皆様に、有機農業の研修受入先をご紹介します。よろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

ご紹介いただいた研修受入先には、当方より「有機農業研修受入先データベース作成のための調査」用紙をお送りして、研修内容や施設などについてお尋ねします。ご返送いただいた情報については、研修受入先の皆様にご迷惑をおかけしないように最善の注意を払いながら、ウェブサイトにて、研修を希望される方に情報を提供していきます。

研修受入先と連絡の取れる情報＜個人（団体）名、連絡先（住所）、TEL、FAX、E-mail など＞を下記の「有機農業参入促進協議会有機研修先調査室」までご連絡ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

NPO法人有機農業参入促進協議会
有機研修先調査室

〒518-0221 三重県伊賀市別府740

公益社団法人全国愛農会内

Tel: 0595-52-0108 Fax: 0595-52-0109

E-mail: kensyu@yuki-hajimeru.net

有機農業公開セミナー 開催一覧

回	開催 年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第 1 回	2007 年 6 月	茨城県 阿見町	有機農業の採種と 育種技術を考える	有機農業 技術会議		
第 2 回	2007 年 9 月	京都府 京都市	有機農業の新規就 農を考える	有機農業 技術会議		
第 3 回	2007 年 11 月	長野県 松本市	有機農業大学講座 & 有機農業の堆肥 と土づくりを考える	有機農業 技術会議	長野県有機農 業研究会	農林水産省・長野 県・松本市・長野 県農業会議・信州 大学・JA 長野中 央会
第 4 回	2008 年 7 月	福島県 郡山市	有機農業を基本か ら考える	有機農業 技術会議		農林水産省・福島 県
第 5 回	2008 年 10 月	島根県 浜田市	有機農業大学講座	有機農業 技術会議		農林水産省・島根 県・浜田市・島根 県立大学・JA 島 根中央会・島根有 機農業協会
第 6 回	2009 年 11 月	高知県 高知市	有機農業の施設栽 培を考える	有機農業 技術会議	高知県有機農 業推進連絡協 議会・「有機農 業技術公開セ ミナー in 高 知」実行委員 会・高知県	農林水産省・高知 市・高知大学・JA 高知中央会・高知 県園芸連・高知県 有機農業研究会
第 7 回	2010 年 2 月	北海道 津別町	安全・安心の大規模 農業を考える	有機農業 技術会議	津別町有機農 業推進協議 会・津別町・津 別町農業協同 組合	農林水産省・北海 道
第 8 回	2010 年 11 月	石川県 金沢市	大規模稲作を考え る	有機農業 技術会議	石川県有機・ 減農薬農業振 興協議会・金 沢市有機農業 推進協議会	農林水産省・石川 県・金沢市・石川 県農業協同組合 中央会
第 9 回	2011 年 1 月	山梨県 山梨市	果樹栽培の可能性 を考える	有機農業 技術会議	やまなし有機 農業連絡会議	農林水産省・山梨 県・長野県・山梨 市・長野県有機農 業研究会

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第 10 回	2011 年 12 月	奈良県 宇陀市	野菜の安定生産と 流通を考える	有機農業 参入促進 協議会	宇陀市有機農 業推進協議 会・宇陀市	農林水産省・奈良 県・奈良県農業協 同組合
第 11 回	2012 年 2 月	大分県 臼杵市	土づくりと地域の 未来を考える	有機農業 参入促進 協議会	おおいた有機 農業研究会・ おおいた有機 農業推進ネッ トワーク	農林水産省・大分 県・臼杵市・豊後 大野市・JA 大分 中央会・朝日新聞 社・毎日新聞社・ 読売新聞西部本 社・大分合同新聞 社・NHK 大分放 送局・OBS 大分 放送・TOS テレ ビ大分・OAB 大 分朝日放送
第 12 回	2012 年 10 月	岡山県 瀬戸内 市	食と農による地域 づくりを考える	有機農業 参入促進 協議会	農と食による 地域づくり研 究会	農林水産省・岡山 県・瀬戸内市・岡 山商科大学
第 13 回	2013 年 2 月	東京 都 渋谷区	新規就農支援を考 える	有機農業 参入促進 協議会	日本有機農業 研究会、國學 院大學環境教 育研究プロジ ェクト、渋谷・ 環境と文化の 会	
第 14 回	2014 年 3 月	福島県 福島市	有機農業が地域に 広がることのメリ ットを考える	有機農業 参入促進 協議会		農林水産省・福島 県・福島市・福島 県有機農業ネッ トワーク
第 15 回	2014 年 11 月	岐阜県 恵那市	土づくりと中山間 地域農業を考える	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		農林水産省・岐阜 県・恵那市

MEMO

MEMO

第 15 回有機農業公開セミナーの開催および本資料の作成は、平成 26 年度有機農業総合支援事業（有機農業参入支援データ作成事業）の一環として実施しています。

本資料の複製、転載および引用は、必ず原著者の了承を得た上で行ってください。

2014 年 11 月 27 日発行

有機農業をはじめよう！ No.6

NPO 法人有機農業参入促進協議会事務局

〒390-1401 長野県松本市波田 5632-1

Tel/FAX：0263-92-6622

Email：office@yuki-hajimeru.net

Website: yuki-hajimeru.net

有機農業実践講座 ～落葉果樹～

～有機栽培はどこまで可能か～

落葉果樹の栽培は、有機農業の実施が最も困難とされています。植物共生微生物の働きを紹介した基調講演と、異なる種類の落葉果樹で減農薬栽培、無農薬栽培、有機栽培の実践者による事例発表、パネルディスカッション、情報交流会、現地視察を通して、有機栽培の可能性について議論を深めていきます。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。

- 開催日時 平成 27 年 1 月 16 日（金）13 時～17 日（土）12 時 30 分
- 1 日 目 講演会（甲州市勝沼ぶどうの丘 ホール）
- 2 日 目 現地見学会（興隆園、サントリー登美の丘ワイナリー）
- 受講料 3,000 円。この他、希望者は意見交換会費 5,000 円、宿泊費 6,000 円
- 主催 NPO 法人有機農業参入促進協議会
- 共催 東仲倶楽部
- 後援 山梨県、甲州市、やまなし有機農業連絡会議
- 参加対象 有機農業に興味があり、実践を考えている方、指導的立場にある方。



有機農業をはじめよう！

NPO法人 **有機農業参入促進協議会**

yuki-hajimeru.net



NPO 法人有機農業参入促進協議会（有参協）では、有機農業をはじめたい方を応援しています。全国の有機農業者、有機農業推進団体と連携して、研修先、相談窓口などの情報発信や相談会、実践講座、公開セミナーの開催など、さまざまな活動を行っています。